

総務文教常任委員会記録

令和4年3月17日

【開催日】 令和4年3月17日（木）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時15分～午後4時22分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	宮 本 政 志
委員	伊 場 勇	委員	岡 山 明
委員	笹 木 慶 之	委員	古 豊 和 恵
委員	前 田 浩 司		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高 松 秀 樹		
----	---------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古 川 博 三	企画部長	清 水 保
企画部次長兼情報管理課長	山 根 正 幸	企画部次長兼企画課長	和 西 禎 行
企画課主幹	工 藤 歩	企画課行政経営係長	福 田 淑 子
教育長	長谷川 裕	教育部長	岡 原 一 恵

【事務局出席者】

局次長	尾 山 邦 彦	主査兼議事係長	中 村 潤之介
-----	---------	---------	---------

【審査内容】

- 1 陳情書（教育委員中村眞也氏の中立性を欠く言動についての調査及び対応について）
- 2 議案第34号 市有財産の出資について（企画）

午前10時15分 開会

長谷川知司委員長 おはようございます。総務文教常任委員会を開催します。

本日の付議事項は、審査内容1、陳情書（教育委員中村眞也氏の中立性

を欠く言動についての調査及び対応について)です。このことは2月25日に、陳情人から意見を聞いておりますが、それについて、そのときは教育委員会の調査報告をお聞きするというようになっておりましたので、まず、教育委員会から報告を受けたいと思います。

長谷川教育長 それでは私から、この度の中村教育委員の言動に伴う教育委員会の対応について、御報告させていただきます。本年1月11日頃だったと思いますが、埴生地区で、天文館、青年の家研修棟の再建を要望する署名運動が行われていることを耳にしました。そして、その発起人に、ふるさとづくり協議会会長である中村眞也氏の名前が書かれていることも知りました。天文館、青年の家研修棟は、教育委員会の所管です。中村氏に、この経緯を確認する必要があると考えまして、1月13日に本人をお呼びし、事のいきさつをお聞きしました。この署名運動の発起人に名前を連ねたことは事実であり、天文館、青年の家研修棟が解体された後に、この地域の再開発と環境整備を行ってほしいという願いから、名前を連ねることに同意した旨を確認しました。その際、私からは、このように、個人の価値観で他に働きかけることは、公人である私たちが留意すべき事案であるということをお伝えしました。そして、山陽小野田市の教育委員として、市全体の教育行政をかじ取りしているという自覚を持って行動してほしい旨をお話ししました。このことを受けて、1月27日の教育委員会会議の前に、全ての委員に対して、この天文館、青年の家研修棟の今後についての説明を行い、御理解を得ることができました。先日、このことについて連合審査会で審査していただきましたけれども、主にそういった内容を御報告しました。そして、2月10日付けで、伊藤實氏から、教育長と教育委員宛てで、教育委員(中村眞也氏の中立性を欠く言動についての調査及び対応について)という要請文を受け取った次第です。調査については、先ほど申し上げましたように、1月13日に御本人からお話をお伺いしておりましたので、この要請文の内容について、他の教育委員がどのようにお考えになったか、そのお考えを聞く場を設けることにしました。他の委員からの御意見は、この

度の署名運動に、教育委員としての立場を有する者が、発起人として名前を連ね、特定の主張を展開することは、望ましいとは言えない旨の御意見を頂きました。中村委員も、他の教育委員の御意見を重く受け止められ、埴生地区ふるさとづくり協議会会長の立場と山陽小野田市教育委員としての立場を両立させることは難しいと判断されまして、2月21日には、埴生地区ふるさとづくり協議会会長を辞任されたという報告を受けております。私からの報告は以上です。

長谷川知司委員長 今教育長から報告がありました。委員の皆様から、このことについての質疑をお受けします。

伊場勇委員 2月10日に要請文が出て、その後、他の委員からの御意見を頂いたときに、望ましいと言えないという旨の意見を中村教育委員本人に伝えて、その後の謝罪の場はあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

長谷川教育長 このことについては、お電話になりますけれども、御本人から私のところに、一身上の都合により、埴生地区ふるさとづくり協議会の会長職を辞任したという報告がありました。その際に、本人にその辺の気持ち、なぜそういう行動を取られたのかとお聞きしました。やはり先ほど申し上げましたように、ふるさとづくり協議会会長としての立場と山陽小野田市教育委員としての立場の両立がなかなか難しいということ、他の委員の御意見を聞くことによって、理解できたということで、自分の行動については、市民に誤解を生むような行動であったと反省しているということでした。

伊場勇委員 反省はされておるといことなんですけども、教育委員会はその組織じゃないですか。教育委員として、こういうことがあったということの謝罪の場は設けない方針なんです。そういう場を作らなくても、今回のことはこれでもう終わり、本人も反省しているということは、

ほかの教育委員にも伝わっているということなんですか。そういうのは伝わっていないんですか。

長谷川教育長 本日午後に、教育委員会定例会を実施します。そのときの教育長報告の中で、この委員会の御意見等も併せて、その辺のことはお伝えしたいと思います。

伊場勇委員 でしたら、本人から、教育会議とかでの謝罪とかはないということなんですね。

長谷川知司委員長 まだないということで、今日午後から、その場、つまり教育委員会会議があるということですね。

伊場勇委員 なので、本人からじゃなくて教育長から報告があるということなんですね。

長谷川教育長 私から、事の経緯について報告します。そのときに、本人の御意見お考えも言っていただくことになろうかと思えます。それを強制するものではないですけども、本人に御意見を聞きたいと思えます。

岡山明委員 1月27日に教育委員会会議が開かれたと。そこで、陳情書に近いような内容の話をされたという……

長谷川教育長 今の事実確認は、ちょっと間違いがありますので、もう一度確認をお願いできたらと思えます。1月27日は、天文館、青年の家研修棟の今後についての説明を行ったということです。

岡山明委員 私の聞き違いで、委員に対しての質疑と応答はなかったのですか。1月27日の会議の中で議題となっていなかったということですか。

長谷川教育長 この際の最初に、私から、埴生地区でこういった署名運動が行われているということを教育委員には御説明しました。そして、その上で、やはり教育委員会としての立場を再確認するという事で、この経緯について、私から御説明したということです。その際には、中村委員が署名に名前を連ねたことに対しての質疑は行っておりません。

岡山明委員 教育長の話に対して、出席者からの反論というとおかしいですけど、反対意見、賛成意見というような反応があったかどうか。教育長が話されたことを皆さん聞いていますよね。青年の家以外にも中村眞也氏の話があって、それを皆さん聞かれている状況で、出席者からの反応みたいなものはあったんですか。

長谷川教育長 委員が御指摘されたのがどの場面なのかが、私にはちょっとよく分からないんですけども、伊藤實氏からの請願書を受け取ったことを委員の皆様にも説明したときに、各委員からどんな御意見があったかということでしょうか。

長谷川知司委員長 岡山委員、確実なことだけ伝えてください。

岡山明委員 1月27日に天文館、青年の家研修棟の話をされたんですよね。そのときに、教育長から、中村委員に対する話をしていないんですか。1月27日は、中村委員の話は一切しておらず、あくまでも青年の家の話だけであって、出席者に対しては、中村委員の話は一切していないということですか。先ほどと違うような気がしたんですけど。1月27日の会議の内容を、もう一度事実確認をしたい。

長谷川教育長 先ほど私が御説明したとおり、1月27日については、埴生地区で署名運動が行われていると。そこで、教育委員会としての考えを、ある程度きちんと統一しておく必要があるということから、天文館、青年の家研修棟の今後について、共通理解を図る場を設けました。その際

に、中村委員がこの署名運動の中に発起人として名前を連ねているということに対しては、議論しておりません。

宮本政志副委員長 御説明をお聞きしたかぎり、時系列に疑問点はないんですけども、岡山委員もちょっと触れた1月27日の件は、冒頭の教育長の御説明では、教育委員会会議の前とお聞きをしたんですけど、前ということは非公式の場であったのか。つまり、教育委員会会議の中でしたら公開の場になりますよね。前ということはまだ、正式に教育委員会会議が開かれる前の非公開の場でと解釈していいですか。

長谷川教育長 この日は教育委員会の定例会が行われておりまして、その前に、委員の皆様がお集まりになっている場で説明しました。ですから、言われたように非公開になっている部分です。

宮本政志副委員長 そうすると、今度は1月13日に御本人からいろいろお話を聞かれたというのも、例えば何かの会議なのか、あるいはそうではなくて非公開とか非公式の場で御本人からお話を聞いたということですか。1月13日に御本人から聞いた件です。先ほどお話を聞いて、署名したことに 대해서는 確認しましたよとおっしゃったことも、公開の場ではなくて、非公式や非公開の場で普通に聞かれたと解釈していいですか。

長谷川教育長 1月13日の件については、御本人を教育委員会にお呼びして、私と中村委員と2人で事実確認を行ったということですか。

岡山明委員 陳情書は2月10日に出されているんですが、そうすると教育委員の方々は、陳情書が出たことを2月10日に初めて分かったのか。それとも1月27日に前もって教育長が話をされた時点で、教育委員の方は、陳情の前に事情が分かっていたということですか。教育委員の方々が把握された時期はどの時点ですか。

長谷川知司委員長 教育委員会からは、そのときにはまだ正式に言われていないと思います、先ほどの説明では。

岡山明委員 あくまでも2月10日に陳情書が出た後で把握されたということですか。

長谷川知司委員長 岡山委員が言われたのは、陳情書が出たことを教育委員の皆様には知らせたのはいつ頃かということだと思いますが、分かりますか。

長谷川教育長 実は伊藤實氏からの要請文は、陳情書の日付は2月10日になっておりますけれども、私たちがお受けしたのは2月8日です。この日は実は臨時の教育委員会会議を開く予定になっており、皆さんがお集まりになる機会がありましたので、一応その際に、このことについて、お知らせして、御意見を頂いたということです。

宮本政志副委員長 御本人は、この度、埴生地区ふるさとづくり協議会会長を辞任された。今回の陳情書の趣旨とか本意とかを考えてみると、例えば、教育委員ではなくて、ふるさとづくり協議会会長のみであった場合に、こういう陳情書が出たかなという疑問があります。多分出ていないんだろうなと思うんです。あくまで、この趣旨からすると、恐らく教育委員だからこういう陳情書が出たと思うんですよね。そうすると、問題視された教育委員の立場はそのまま、ふるさとづくり協議会会長を辞任されたことに関して、御本人あるいは教育委員の方々はどのように解釈された、あるいは意見が出たのかどうか。

長谷川知司委員長 教育委員にはもう報告されているんですか。

長谷川教育長 実はこの二つの立場は、やはり非常に難しい立場だろうと私も思います。これは以前の話ですけれども、最初に中村氏本人に、活動される上で二つの立場は非常に難しくないとお聞きしたことがあります。

ます。そのことについては、周りのみんなもその辺をよく理解してくれているので大丈夫だということであったので、両方の立場でこれまで活動されてきたというところでは、しかし、このような要請文を受けまして、各委員の皆さんから、やはり山陽小野田市教育委員会教育委員としての公的な立場があるにもかかわらず、こういった特定の考えを主張することによって、他の市民の方に影響を及ぼすということについては、望ましくない、配慮すべき事項ではないかという御意見を受けました。そこで、本人がやはり難しいと判断され、どちらかを退くということで、ふるさとづくり協議会の会長職を退くと判断されたと考えております。

宮本政志副委員長　そうするともう教育長の受け止め方としたら、二つじゃなくて、ふるさとづくり協議会の会長を辞して、そして今後は教育委員として一生懸命一つの役職にまい進していくんだという御本人の判断と受け止められたと。そう解釈してよろしいですか。

長谷川教育長　この判断は本人の意思です。やはりこれまでずっと考えてこられて、自分の取った行動に対する反省の行動でもあると捉えております。中村委員が教育委員としておられるということは、埴生地区の住民の皆さんの御意見を拾うということでは非常に重要なポジションだと思っています。というのは、3月20日に行われる津布田小学校の閉校式についてもそうですし、それから埴生地区については、学校と公民館と支所の複合化を図っておりまして、やはりつながりが非常に強い地域でもあります。そういったところをうまく回していくために、地域の声も拾いたいし、埴生小学校におけるのり面の工事についても、やっぱり地域住民の方に御迷惑をお掛けしているところがありますので、そういったことについての意見も教育委員会として聞いておきたいんです。そういった思いもありまして、教育委員としてこれからも力を合わせて活動していきたいと思っております。

岡山明委員　教育委員の方々が今回の陳情に対してどういう意見を述べられた

のか。それをきっかけに会議で話されたかどうか。どういう反応があったかを聞こうと思って、いろいろ順番を踏みながらタイムスケジュールで聞いてくると、どうも2月8日に臨時総会が開かれて、そこで話を進められたと。そこでこの陳情に対して教育委員の皆様のお意見を聞かれて、教育長が話をされましたが、教育委員のメンバーも同一の考えであるということだと思います。教育委員も全て、今、教育長と同じ考えであり、賛同の下で教育長が代表として話されているという解釈でよろしいですか。

長谷川教育長 先ほど私からも報告したとおりですけれども、他の委員からは、この度の署名運動に、教育委員としての立場を有する者が発起人として名前を連ね、特定の主張を展開することは望ましいと言えない旨のお意見を頂きました。残り3名の委員の皆様も同様です。

伊場勇委員 今回の署名の発起人としての事項については一連の流れをお聞きしましたし、本日、報告がちゃんとあるということなんですけれども、陳情書を出された陳情者の伊藤さんからは、そのほかについてもいろいろ声を聞いているんだと言われたんですけれども、具体的には申されませんでしたし、私も具体的なことは知りません。1月13日から本人とも教育長はいろいろお話しされていると思うんですけれども、この事案以外のことで、何か教育委員会から確認した事項とか本人から何か発言等々の申出とかがあったのかどうか、教えていただけますか。

長谷川教育長 この度の御報告の中には、この度の署名運動に関わることについての調査と対応しか行っておりません。その他のことについては、私には情報が入っておりませんので、そういうことについては触れていません。

伊場勇委員 本人からも、特にはなかったということよろしいですか。

長谷川教育長 この度、こうやって報告させていただいた内容については、この要請文に対する調査と対応ですので、そのことについて今、報告させていただいているというところです。

笹木慶之委員 署名を持っていますけれども、この中に書いてあるのが、前段を除きますが、天文館、休憩所、プールなどの期限なしの解体が計画されていますと書いてあるんですね。計画されていますというのは、極めて一般的なことなのか、それとも、どこかで何かの話があって、そういう方向性が決まったということを受けてのことなのか読み取れないわけです。今、教育長がおっしゃったのは、1月11日頃に確認したので、13日に御本人と面談して、その内容を聞いたということですが、そのときにこれを見ておられるわけですね、署名文書を。じゃないんですか。それはどういうことで分かったんでしょうか。

長谷川教育長 私がその文書の内容を知っていたかということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）この要望書については、こういった署名運動が行われているということで入手しておりましたので、知っておりました。

笹木慶之委員 そうしますと、この文面を全て確認した上で、御本人を呼んで、面談の上、注意されたということでもいいですね。

長谷川教育長 そのとおりです。

岡山明委員 ちょっと何回も聞くんですけど、2月21日に本人から聞かれたのは、ふるさとづくり協議会の会長を辞職という状況で、教育委員の辞職じゃないですね。あくまでもふるさとづくり協議会の会長を辞職すると。教育委員の辞職ではないということですね。

長谷川教育長 そのとおりです

岡山明委員 それに対して、個人的な問題でしょうから、教育長が何とか言う筋合いじゃないと思うので非常に難しいんでしょうけど、ふるさとづくり協議会の会長辞職ということはどう思われますか。

長谷川知司委員長 岡山委員に確認しますが、中村委員がふるさとづくり協議会を辞職されたことについての意見ですか。（発言する者あり）先ほど言われたと思いますが、もう1回。

長谷川教育長 もう一度お答えしたいと思います。一身上の都合により、中村委員が埴生地区ふるさとづくり協議会会長職を辞任するとの報告を、2月21日に受けました。その理由として、埴生地区ふるさとづくり協議会会長の立場と山陽小野田市教育委員としての立場を両立することは、やはり難しいと判断されて、このような判断をされたということです。

長谷川知司委員長 ほかにはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、ここで教育委員会からの報告を終わりたいと思います。ここで、執行部には退席していただき、暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

(執行部退室)

午前10時52分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして、委員会を再開します。先ほど教育委員会から報告がありました。このことについて、今の報告を参考にして、本委員会はどうのように扱うか、皆様方から意見をお聞きし、協議したいと思います。

宮本政志副委員長 今日では教育委員会からの報告ということのみで来ていますので、本来ならやはり議会として、あるいは委員会として、しっかり調査すべきじゃないかと思いますが、委員の皆さんがどうお考えか、お聞きしたいです。

長谷川知司委員長 今、副委員長が言われましたように、要するにもっとほかの調査も必要だということであれば、それでいいです。そういう意見があれば、それなりに調査せんといけんと思います。

宮本政志副委員長 ほかとかいうんじゃないくて、この陳情書そのものに対する議会として委員会としての調査を、皆さんがどうお考えかをお聞きしたいということです。ほかじゃないくて、この陳情書に対してです。

笹木慶之委員 私が先ほど署名書をもって教育長に確認したというのが、教育長の説明が、1月11日頃に知ったということ、13日に本人に面談して内容を聞いたということ、これらを時系列的に聞いたわけです。教育長、あるいは教育委員の考え方を踏まえて、一応時系列的に整理されてきているとは思いますが。問題は、その行為をこの陳情者にどう届けるかということだと思えますよね。分かっているけど、その後何もされなかったら何も分からない、陳情者の意思に沿っていないということになるかと思えます。今日教育委員会があって、その場でまたそういった話があるというふうなことも言うておられましたから、それを先にどうだこうだというのはいかがなものかと思っていて、私は置いたわけですが。最終的には、やっぱり要請文を出された方が、末尾に「しっかり調査いただきこれからの未来を担う子供たちの健全な育成とその保護者、そして市民が惑わされることのないよう、対処いただきますよう」と書いてある。対処されたことを、要請文を出された方にお伝えする行為の話が実はなかったんです。それは今言いましたように、今からやろうとしているかもしれないから、あえてそこまでは言いませんでしたが、私はそこが一番大事だと思います。やっぱり幾ら中でああだこうだ言っても、

その事は伝わらないわけですから。なぜこれをしたかという、この事実をもって教育長が入られたわけですから、その手法とすれば間違いじゃないと思うんです、つい、誰から聞いたとかいうことじゃなしに。だから、この文面を見てみると、確かに、「私たちふるさと発展のために天文館、青年の家研修棟の再建を要望します」と書いてある。そういったことの兼ね合いも踏まえて当然聞かれたと思うんですけど、だから、その事実行為は、ある程度進んでいると思います。ただ、最終的なものところまで行き着いてない気がするんですけどね。そういう私の思いです。

岡山明委員 自分の特定の意見を述べたことに対して問題があったと中村氏が謝罪したし、残りの教育委員も意見は一致していると教育長が言われましたので、その時点で教育委員の方々に対しての意見はもう踏襲されていると思ったんです。自分の特定の意見を述べたことを反省していますと、本人から謝罪に近いような発言をされているので、教育長の発言の下で了承せんにやいけんと思っています。笹木委員が言われたようなことではなくて、教育長の姿勢としては、もう統一していると。もう向こうが謝罪したのは認めたということなので、その上で、先に進むべきではないかと思います。

長谷川知司委員長 二つの役職のうち、一つは降りられたという事実についての報告がありました。それについて、今日、教育委員会の中で、そのことについてほかの教育委員がどう言われるかをまだ聞いていないですけど、中村氏も二つは難しいということで降りられたと理解しました。

宮本政志副委員長 ちょっとよく見えないのが、先ほど、笹木委員がこの陳情書を読まれて、陳情者が言いたいのは、調査をしっかりとってくださいということだと言われた。そのことが書かれています。だから、どのように調査していくのか、あるいはもう報告のみで終わるのか、あるいは今日の教育委員会議を踏まえた上で、今後教育委員会がどのような対応を

していくのかという辺りもどうしていくのか、そういう議論を少しして
いきたいです。だから、先ほど調査のことを皆さんがどうお考えなんだ
ろうかとお聞きしたんです。あんまり話が逸れると困ります。

岡山明委員 今日教育委員会が開催されるという話ですけど、教育長がそうい
う結論を出されておる状況で、教育委員会のメンバーでそういう会議を
開いたときに、教育長から議題として出ないんじゃないかと思ったんで
す。それは、可能性としてはありますか。この発言はちょっとおかしい
発言かもしれんでしょうけど、今日、教育委員会の話でどうかな、なか
なか、こちらとして結論が出せるような話になるのかなと思うんです。
それよりは、もうこちらの議会側からある程度方向性は示す必要がある
んじゃないかという意見なんです。先延ばしではなくて、今の状況でも
判断できるんじゃないかと思うんです。

笹木慶之委員 一般的に考えた場合に、市民から要請文を受け取った教育委員
会は、要請文に基づいてお返事して差し上げることが要るでしょ。問題
はその話がなかったわけ、今の中では。

長谷川知司委員長 今の話は、あくまでも教育委員会からの報告を受けて、そ
れでうちがどうするかです。

笹木慶之委員 いやいやだから、その前の話。教育委員会の事情を聞いたとき
に、教育委員会は、本人への面談で指示をしたということ、教育委員の
意見も聞いたということ等々が分かりましたけど、それは内部の処理を、
処理というか確認なりをどうしたかということだけであって、要請文を
出された方に対する対応は全く話されていないんですよね。今日委員会
があるということだから、その後それがあるのかどうかということ、
あえてそこまでは言わなかったんだけど、まず一義的には、要請文を出
された御本人に教育委員会からお返事するのが筋じゃないですか。

長谷川知司委員長 今日、教育委員会会議があるということですから、いつの時点でそれをされる気があるかどうかもちよっと分かりませんが。

笹木慶之委員 問題はそこで理解されればとは思いますが。だから、我々は一時的に事をなす立場じゃないわけで、教育委員会に出しましたと書いてあるんですね。ところが、これについては議会としても、教育委員の対応をしっかりチェックしていただくようにという陳情を出されたわけだから、その結末がきちっと終結しないことには、それから先に進めないんじゃないかと思うんですよね。だから、どんな内容の形のものの文書で返すのかも分かりませんし。ただ、我々はてんまつを聞きました。あくまでてんまつを聞いたわけです。だから、これから教育委員会としての対処方法について、要請文を出された方にきちっとお返事差し上げるというのが筋だと思います。

長谷川知司委員長 今笹木委員からは、教育委員会の対応をきちんと確認し、それが済んでから、それをもってうちがどうするかということですね。ほかに意見はありますか。というのであれば、今日ここで結論出すのは時期尚早ですね。やっぱりまだ教育委員会の対応が終わってないということですから。

伊場勇委員 今日、先ほど教育委員会に来ていただいて、確認できたことは、教育長から今日の教育委員会会議で報告があると。その後、中村氏本人からの発言の機会を与えると。ここまですよね。その発言が、報告してどうだったのか、そして、どういう発言をしたのかまでは、まだ分からないので、その後の審査ということですよ。

笹木慶之委員 それは行政機構として主体性を持った機関ですからね、そこに我々がいきなり入るわけにはいきませんから、そういう方向性ということですから、まずその方向性を見定めた中での対応となるでしょう。ただ、その方向性の延長線上には、最後の締めくくりとして、当然、要請文が

出ているわけですから、要請者に対してこういう対応をしましたという御返事をするのが筋論だと思うんですけどね。だから、そこまで行き着かないと、私どもが、「それじゃいけないか」とか何とか言えないですよ。というのが、対処いただきますよう陳情いたしますと書いてあるわけですから、まずその事実までを確認しないと、どうにもならんじゃないかと思えますけどね。

長谷川知司委員 笹木委員からは、要するにまだ教育委員会自体の調査報告が完全でない、今はてんまつだけだと。その結果どうなったっていうこともまだ最終結論を受けてないということですので、それを受けた上で、委員会としては動くべきでないかという意見ありました。ほかに意見はありますか。

岡山明委員 先ほどの教育長の最後の話で、今日の教育委員会の話で報告するという状況でしたか。教育委員会の中での話で、教育長から、皆さんにお話をするという内容やったんですかね、言葉としては。伊場委員から話が出ましたが、教育長の話では、中途半端でまだ先があり、最終結末にまで至っていないという発言だったんですかね。ちょっと聞き損じみたいな感じを受けたもんですから。今日の教育委員会で最終決断を報告する上で、どう対処するかという結論が得られるような、教育長の話だったという解釈でいいですかね。

長谷川知司委員長 私の理解でちょっと話しますので、もし間違っと思ったら言ってください。中村委員が、二つの役職のうち、ふるさとづくり協議会会長を辞職されたことを、今日の会議で教育長が報告されると。それについて、ほかの教育委員の意見も聞くし、中村氏の意見もそこで言うてもらおうと。今時点では、教育委員会としては陳情者に対してどういう対応をしたかというところまでまだ行っていないわけですから、それを待ってから本委員会は動いたらどうかということですね。

笹木慶之委員　るる、陳情書に書いてありますが、これは教育委員としての資質の問題とかが書いてあって、「教育長、教育委員各位におかれましては、しっかりと調査いただき、これからの未来を担う子供たちの健全な育成とその保護者、そして市民が惑わされることのないよう対処いただきますように」と、最後にある。これが議長に対しての陳情になっているんですよね。だから、まず、教育長、教育委員がどのようにされたかが全部報告されないといけない。その報告内容がいけなかったら、内容うんぬんじゃなく手続の問題ですよ。だから、それを教育委員会はやはり要請文を提出された方に御返事を差し上げるという形じゃないと伝わらんじゃないですか。それをさっきから言っているわけ。だから、その部分と思います。

岡山明委員　委員長が言われたように、今日の教育委員会でその話をされて、最終的な結末のような回答が出るということでもいいですね。（「そりゃ分からん」と呼ぶ者あり）近いような回答が出ると。（「回答が出るかどうか分かりません」と呼ぶ者あり）それに近いような話になるということでもいいですね。（「いいや、分からん」と呼ぶ者あり）

宮本政志副委員長　冒頭から私が言っているのは、教育委員の中村眞也氏に対する教育委員会としての対応や陳情者に対する教育委員会の対応といったことが重要になってくるわけでしょ。だから、そういったことも含めた上で、議会として、そして委員会として調査していくということを皆さんどうお考えなんですかと聞いているんですよ。だから、結果ばかりというか、そういう時系列とか、そういったことだけを今日のように聞いても、それで終わりなんですかということで、対応を聞いているんですよ。だから、対応は今日出てこんでしょう。

長谷川知司委員長　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、今後の教育委員会の対応を待たないと話ができないという理解でいいですか。うちから今の時点で積極的に動くべきではないということです。

笹木慶之委員 積極的に動くか動かないかということじゃなしに、今事実が動いているわけですから、それを見て判断する。そしてそれが適切な対処につながると思いますから、その思いがきちっとみんな整理されていくかどうかということですよ。我々が一義的にできない問題ですから、教育長、教育委員がしなくてはならないことですから。そういうことでしょ。

長谷川知司委員長 議会は議会として別の立場ですけど、あくまでも執行部側の対応を待って、それをもって、うちも必要があれば新たな対応をせんにゃいけんということですね。

岡山明委員 そういうことで、今日の教育委員会会議で、方向性はある程度分かるという状況じゃないですかね、そこまで行かんですか。どういう状況なのか分からないけど、教育長がその辺の話をするということで、それは了承したということでもいいですよ。それだけ確認すれば。

長谷川知司委員長 だから、その結果どうなるかですね。

岡山明委員 いやそれはいいんですけど、教育長から、今日話されたものを、教育委員の方々に報告されるということですね。（発言する者あり）はい、了承しました。

長谷川知司委員長 後日、教育委員会の対処がきちんと終わった時点で、議会、委員会としてどうするかを話したいと思います。そのためには、きちんとした対応を再度、教育委員会から聞くということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、この件については、本日は終わります。次の議案に入りますが、暫時休憩ということで、20分まで休憩します。

午前 11 時 12 分 休憩

午前 11 時 23 分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして総務文教常任委員会を再開します。議案第 34 号市有財産の出資について、今から審査します。では、質疑のある方はどうぞ。

宮本政志副委員長 詳細はこの後に入っていくんですけど、まずこの議案第 34 号で、出資する財産と出資する条件は載っています。しかし、出資対象者については載っていないんです。議案そのものにちょっと今、大きな疑問がありまして、出資者が議案の中に載っていないのは、どういった理由から載っていないのかお聞きします。

和西企画部次長兼企画課長 現段階、出資先の会社につきましては、登記等がまだ終わっておりませんので、仮称という形になっており、共同事業体への出資という形で今回は議案を諮らせていただきました。

長谷川知司委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）皆様からほかに意見をお願いしますが、様々な意見があると思いますので、最初に商工センターの敷地、その建て替え及びその活用について、皆様方から聞いて、いろんなところに波及するのはいいですけど、それをメインに今日進めていきたいと思えます。皆様方からの質疑をお受けします。

笹木慶之委員 個別項目は後ほどとして、まず大きな視点からお聞きします。様式 B の 1 の中で、この前もちょっと言いましたが、最初に説明されたことと先般説明されたことに私自身かもしただけかもしれませんが、少しずれが生じたので、あえて確認しておきます。連綿と続くところの、最低限の水準の事業収入でも破綻しないうんぬんというのは、個別な数字が示されて、ある程度具体的に説明されたので、これはそれなり

に理解しました。ところが、その次の、「連鎖していく」というところの中で、「地域の課題の解決に資する連鎖的事業とするため、課題を分析のうえ事業計画を策定、実行します。」とあり、その下にある、「市内で不足傾向にある宿泊施設や主に子育て世代向け住宅の整備が適切と考へ、計画を策定、提案していきます。」ということも踏まえて、最初の1番「事業に対する理解」に書いてある最後の部分、「地域課題に応える連鎖的事業の構想、推進する方針です。」ということなんですよ。これを見ると、市政全般、地域全般にわたるように思えるんですが、先日の説明では半径2キロメートルと説明されたと思います。この辺りの考え方を、もう一度ちょっと整理しておきたいと思います。市民の皆さんから聞かれたときに、私どもが嘘を言ってはいけませんからね。

和西企画部次長兼企画課長 LABVプロジェクトは、半径2キロメートル圏内をエリアと捉えて進める事業として、今回、計画しております。

笹木慶之委員 いやそれはもう聞いたから分かっているんですが、ここに書いてあることとの整合性はどうなんですか。これを読んだ範囲では、あくまで中心的なもの、いわゆる連鎖していくものと、地域全体に及ぶようなものに見えるんですけどね。書き方が違うんですか。

長谷川知司委員長 確認しますが、宿泊施設の跡であるリーディング施設③高砂地区ですか、子育て世帯向け住宅の整備というのは、④の千代町の中央福祉センター跡地のことを言っているのかなと思うんですけど、ちょっと確認のため、お願いします。

和西企画部次長兼企画課長 まちづくりの考え方があるとは思いますが、今回は、この半径2キロメートル圏内ににぎわいを波及させていき、まち全体に連鎖波及させていくと書いてありますが、「まち」というのはこの半径2キロメートル圏内ににぎわいを生み出すことを考えておると。それがひいては、その市域全体に広がっていけばいいのではないかと

う、これもまちづくりに対する考え方だと思うんですが、そういう考え方でこの部分を解釈しておるところです。

笹木慶之委員 最後にもう一度確認だけしておきますが、となればL A B V事業については、現在の商工センターのところを中心とした2キロメートル以内のにぎわいを創出するための事業と断定して考えていくということですね。

長谷川知司委員長 いいですかね、それで。

和西企画部次長兼企画課長 お見込みのとおりです。

宮本政志副委員長 笹木委員が言われた、「連鎖していく」の方向でいかないと、面的と高砂用地と中央福祉センターに話が広がるといけませんので、この連鎖していくの中の地域課題の解決の「地域」というのが、笹木委員から質疑があった、2キロメートル以内のことを、この地域課題の解決の「地域」に当てはまるということによろしいですか。

和西企画部次長兼企画課長 そのとおりです。

宮本政志副委員長 そうすると、具体的に自治会で言うと、2キロメートル以内の地域は、どの辺りに当たるんですか。

和西企画部次長兼企画課長 主に小野田中学校区が広く該当するようになるかと思えます。

岡山明委員 資料2の2ページ、(3) 合同会社の形態についての中に「出資額の割合に左右されない点と定款に基づき比較的自由的な経営が行える」とあるんです。この意味がちょっと理解しがたいので説明してください。

長谷川知司委員長 参考資料の2の2ページですね。

岡山明委員 議案第34号市財産の支出についてという資料2です。その2ページの頭にある合同会社の形態、黒丸の頭の1点目の説明していただければと思います。決定権が出資額の割合に左右されない点と定款に基づくというところの説明していただければと思います。

和西企画部次長兼企画課長 合同会社は、出資額によらずに出資者が議決権をそれぞれ持つこととなります。今回のプロジェクトは市の出資額が1億1,200万円ですので、仮に株式会社でしたら、市が相当の発言権を持つようになりますが、合同会社というのはそうではなくて、出資される皆様の平等な発言権があるというところになります。ですから、それに基づいて、会社がチームとしていろんなことを進めていこうというときに、出資額の割合に左右されないということを資料で書かせていただいているところです。何で担保していくかというのは、会社の定款の中でその辺りをしっかり定めて運営していくことが合同会社の特徴としてあるということになります。今回のLABVプロジェクトにおいては、この形態がふさわしいのではないかということ、二つ目の黒丸のところ書かせていただいております。

岡山明委員 二つ目の黒丸には、「LABVの特性を考慮する合同会社の形態」との表現があるんですけど、LABVの特性という意味でどう考慮されているんですか。

和西企画部次長兼企画課長 LABVの特徴として、複数の公有地で事業を展開していくと月曜日にお話しさせていただきました。今回、本プロジェクトにおきましては、四つのところで考えております。商工センターにおいては、この六つが出資者がやると決まっておりますので、次の連鎖的的事业におきましては、この六つが出資者に加えて、事業によってはまた違った形態を持った方々が入られる可能性があります。その方々にも

平等な発言権を担保し、事業を展開していく上で、LABVの特性にふさわしいのは合同会社ではないかと書かせていただいたところです。

岡山明委員 では、その後の（４）です。「経営に関与しない市のスタンスについて（公共性の担保）」と表現されて、先ほどの次長からの話では、そういう意見は述べられるという話でした。ただし、経営に関与しないのではなくて一定の公共性を担保された上で、経営に関与しないと。経営に関与しないという表現が出ているんですね。この表現とさっき次長が言われたように、一定その公共性を担保された上で、経営に関与しないという表現なると、この下にも書いてある、結局、黒丸の一番下に、「公共性が保たれるよう市の意見は社員総会でしっかりと伝えていきます」と書いていますね。市に対して、市の提案とかに対してしっかり聞きますという表現ですね。市の意見は聞きますよという状況だけど、反映という部分では意見が通らんと。話は聞きますけど意見は聞きません、意見は聞くけど反映はしないという表現ですよ。例えば、寮や店舗にするのかというような意見も、市から合同会社に言って、受けないと言ったらおしまいということでしょう、最後の黒丸の書きぶりは。意見は言うてもいい、でも引き受けません、そういう回答じゃないですか。

和西企画部次長兼企画課長 今回合同会社ですので、先ほど申しましたとおり、市も一つの議決権を持っております。そうは言いつつも、この官民連携で物事を進めるに当たっては、公共性の担保というのは大切なことと思います。だから、市以外の方々が「こういうことをやりたい」と言って、そこで公共性が担保されないとすると、やはり市が入って行って、「いや、それはちょっと違うんじゃないんですか」というふうに、物を申しでないかなきゃいけない。ただ、その最低限というわけではないんですけど、公共性が担保されると市が判断した段階で、「じゃあ、こういう面白いことをやりたいね」ということでほかの方々が決めた場合は、そこに、お金がどのように出入りしていくかについては、もう関与しないということで、一定の公共性が担保された上で、経営には関与しないとい

う表現にさせていただいているところです。ちなみに、合同会社ですので、経営に関与する社員のことを業務執行社員というんですけど、市は業務執行社員には名を連ねないということを定款で表して、経営に関与しないというスタンスを表現していこうと思っているところです。

岡山明委員 また山口銀行の話をする、進められたときに、2期工事において、学生寮の増築も考えられると。またお店もできますよという状況がありますよね。そういう意味で、お店よりは学生が増えて部屋が足らんという状況になれば、学生寮の構築を進めてくれと大学から要請があったときに、市は合同会社に対して、2期工事は学生寮としてくれと意見を訴えられんということですかね。経営方針に口を出すなという状況であれば、意見は述べられるけど、向こうの判断はあくまでも合同会社とかの責任者の方が最終的に決めると。市の訴えは、大学からの意見もあって学生寮にしたいけれど、お店になってしまう可能性があるということですよ。

長谷川知司委員長 似たような意見を、宮本副委員長も言いたいとのことですので、どうぞ。

宮本政志副委員長 似たようなんじゃないかとね、先ほどの答弁が冒頭の岡山委員の質疑と違ったんですよ。岡山委員が言われるのは、今言われたのはリーディング施設②のことをおっしゃったんですね。その前は公共性の担保をおっしゃったんですね。先ほどの答弁は、業務執行社員にはならず経営に関与しない、だから社員ですとおっしゃったんだけど、そうじゃない。岡山委員が言われたいのは、要は、決議に関する議決権を、どこまでの権限を市が持っているかだと思います。それがなかったら、公共性の担保も取れないし、それからリーディング施設②になっても口は出せないんじゃないかということをお岡山委員は先ほどから聞いていると思うんです。要は、合同会社の中の社員という市の立場が、決議に関して議決権を有しているか、どこまで発言権の範囲があるかをお聞きし

たかったんじゃないかと思います。

和西企画部次長兼企画課長 お話しされている、この（４）経営に関与しない市のスタンスについてのところで、ちょっとゴシック体で字を小さくしているところなんですけれど、今の定款の案としては、社員総会で議決について、以下の項目において限定的に関与するという一文を入れておきます。これは案ですけれど、今岡山委員が言われたところにつきましても、やはり連鎖的事業の計画については、市はしっかり議決権を持って入っていきますよというような形で、公共性の担保はしていきたいと思っておるところです。

長谷川知司委員長 いいですか。（発言する者あり）皆さん、定款案は持っていますか。（発言する者あり）皆さん確認してください。（「あった、あった」と呼ぶ者あり）今の合同会社と議決権について、ほかに質疑があれば受け付けます。

伊場勇委員 先ほど業務執行社員のことについて御答弁いただきましたが、山陽小野田市は業務執行社員にはならないということが経営に関与しないということに当たるかどうか。その辺はいかがでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 そのとおりです。

伊場勇委員 それに当たって、本市が議決権を持ってできることとして、定款の変更、新しい社員の加入、決算の承認、連鎖的事業の計画とあり、その他については市が関与できないということなんだろうが、その他としては、例えばどういったことがあるんでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 これはあくまでも今、案段階でして、共同事業体で今から作り込んでいくようになります。もちろん市もその中に入っていきますが、これ以外のところについて、経営には関与しないんですが、

合同会社というのは、経営と所有が合同ということですので、監査権も調査権も持つものですので、調査権についてどこまで関与すべきだろうかというのがあります。例えばモニタリングしていく中で、要求水準が逡減していくような事態になったときに、市がどこまで関与していいのかという辺りは、やはり大切な観点じゃないのかなとは思いますが。ただ、あまりに市が入り込んでいくことによって、柔軟な経営を阻害するようなことをしてはいけません。その度合いが非常に難しいところがあると思いますので、これは今から定款を定めるに当たって、共同事業体の中でしっかり話さなければいけないところかと思えます。この定款で、この議決権の部分で表すのかどうかは別として、その辺りの表現というのは考えていかなきゃいけないとは思っているところです。

伊場勇委員 先ほどおっしゃったところで、やっぱり気になっているのは経営に関与しないというところに、どんな意味があるのか、どんなメリットがあるのかというところを、もうちょっと具体的に教えていただきたいんですよ。だから経営に関与しない、だからこういういいことがあるんですよというところを、もうちょっと具体的に教えていただけますか。

和西企画部次長兼企画課長 あくまでも一般論としてお話しさせていただきますが、全国で第三セクターがなかなかうまくいっていないのは、やはり公の側の理念が強過ぎる、思いが強過ぎる、こうやってください、ああやってくださいという、夢じゃないんですけど、理念を言い過ぎて、そこに事業性が担保されなかったという事例が多々あります。そういった中で今回、LABVというのは、土地は出資しますが、後は柔軟な発想で事業性を担保されれば、皆さんの中で自由に財政計画を立ててやってくださいという形態に持っていったということになります。やはり、民の柔軟な発想を阻害しないというのが一番大きいのではないかと思います。

宮本政志副委員長 確かに官が事業の経営に携わっていくと、なかなか不慣れ

な点があるから、もう民間に任すんだというところは分かるんですよ。それと、確かに柔軟でスピーディーな事業運営ができるのも、メリットとしては考えられるんです。ただ、今度はデメリットとしては、その経営方針を決めていくのに、あるいは事業の方向性を決めていくのに、收拾が付かなくなるケースがあるんですね。というのは、議決権が平等ですからね。だからそういった場合は、市が経営に関与しないとはいえども、その辺りの調整役にはちゃんと市も関与していくということだと思いますよね。混乱しているのに、「すみません、経営には携わらないから、市は一切そこには介入しませんよ」じゃなくて、やはり收拾が付かなくなるような場面が来れば、市も調整役としてその辺りに入っていくというデメリットの補完というのがないと少し不安なんですけどね。メリットはよく分かるんです。合っていると思いますけど、デメリットに対してはどうお考えでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 今回の件に限らず、合同会社のデメリットの一つとしては、今委員が言われたところがあります。議決権というか関与の仕方が平等になりますので、やはり合同会社には利害が対立した場合の收拾をどうするかというデメリットがあるものと思います。それにつきましては、社員同士の対立で業務や経営に支障が出る可能性がないとは言えないので、対立に備えて、その場合はどのような調整を図っていくかをしっかりルール化する、あるいは出資者やプロジェクト関係者の中で取り決めておかなければいけないと思います。ですから、経営に関与しないというわけではなくて、その場合も経営に関与するわけではないんですが、経営とはもう切り離れた段階で、合同会社内での意見調整ということでは、やはり市は関わらざるを得ないと考えております。

長谷川知司委員長 今言われたことを定款の中に入れることは可能なんですか。

和西企画部次長兼企画課長 そこは今から共同事業体としっかり話していきなきゃいけないと思っておるところです。

長谷川知司委員長 どういう形で担保するかですね。定款に限らず。

宮本政志副委員長 出資者全員が有限責任社員になると思うんですけど、責任範囲をまずお聞きします。

和西企画部次長兼企画課長 言葉がそのまま返るようになるんですけど、出資の範囲内での責任を負うということになります。

宮本政志副委員長 そうすると、具体的に市の責任範囲はどうでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 土地の出資ということになりますので、それに付随するところが有限責任になるかと思います。

宮本政志副委員長 そうしますと、例えば出資全体に対して、それをはるかに超える融資を金融機関がした場合に、一般の合同会社の場合は、例えば出資金が1,000万円で1億円の借入れをしますと、当然有限責任は出資額の1,000万円ですから、金融機関としては怖いわけですよ。1億円貸したけど有限責任で1,000万円までですとなると怖いから、一般的には会社の代表社員あるいは業務執行社員若しくは社員全員と個人保証、連帯保証をするんです。だから、その連帯債務は、この度、市に発生しないんですかということなんです。

和西企画部次長兼企画課長 今委員が言われたのは、一般融資に関することと思われませんが、今回はプロジェクトファイナンスになります。その事業の中のキャッシュフローに基づいて、事業を展開するというような融資の形になりますので、そのような連帯保証的なものは発生しません。

宮本政志副委員長 先ほどの融資の内容については多分、今からまたその事業収支のほうで質疑がいろいろ出ると思うんで、今そっちには触れません

けど、そうすると将来的には、今回土地を出資しているんだから、その出資分以外に数億円とか、大きな負債が市に来るようなことはないということですね。もう一度確認します。

和西企画部次長兼企画課長 はい、そのとおりです。

宮本政志副委員長 もう合同会社の件が出ているんで、ほかの委員からもこれらに関係する質疑が出てくると思いますけど、次は決算です。株式会社の場合、年に1回決算を公表する義務があるんですけど、合同会社には公表する義務がないんですよ。ただ、やはり市民の財産である土地を現物出資するわけですから、全く決算書を公表しないと、先々その事業が今どうなっているかが分かりにくくなると思います。お答えしにくいと思いますよけどね、まだ決まっていないんで。ですけど、一応決算は公表はしていきましようというような方向性ですか、それとも共同事業体に任すんですか。

和西企画部次長兼企画課長 これから共同事業体ともしっかり話さなければいけないことですが、区分上は第三セクターになりまして、議会への報告等も必要なこととなりますので、そういうことを考えますと、方向性をどうしたらいいかというのは、やはりもう少ししっかり考えなきゃいけない、これから合同会社とも話さなきゃいけないと思っております。

宮本政志副委員長 次の質問はそこだったんですけど、先にお答えになられたんで。そうなんですよ。決算がはっきり出てこないと、市が関与あるいは議会が関与できなくなるケースも大きくなってくるんで、その辺りは一概にここで、市で年に1回決算書を公表させますと断言できんと思いますけど、もうそういう方向性で共同事業体と話をさせていただきたいなと非常に思っています。議会が関与できるように思っています。その辺りは、どうでしょうか。

長谷川知司委員長 市や議会の関与はどうかということです。

和西企画部次長兼企画課長 地方自治法第243条の3第2項に基づいて、毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を議会に報告することが必要となっておりますので、それにつきましては、法に基づいたそのような手続を行いたいと思います。

伊場勇委員 合同会社となった場合の損益分配についてです。案ではゼロとなっておりますが、本市も現物出資していますし、また家賃も払うことになっております。損益分配についてはどのようなお考えでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 損益分配の益のほうの話はされたんですけど、やはり損益分配というのはイーブンなことです。益も頂かないですけど、損も頂かないというのは定款の中でしっかり明確に表現させていただいておるところです。

伊場勇委員 今からなのでいろいろな状況を考えなきゃいけないと思いますけど、例えば解散する場合についてです。業務執行役員の中での書面の同意というのが一般的で、本市は業務執行役員にはならないという今の方向性があるじゃないですか。その点については、例えば、その場合にのみ本市が業務執行役員の中の1名に入るといった考えはあるんですか。

和西企画部次長兼企画課長 解散になりますと、経営に関与しないとはまた別の問題になってくると思いますので、一出資者としての関与が必要になってくるのではと思います。

伊場勇委員 その点については、また定款を定めるときには必要な事項ということをお願いしたいと思います。もう一つ、退社に伴う持分の払戻しです。退社した社員は出資の種類を問わず、その分、持分の払戻しを受けるとありますが、本市は土地を出資しているわけじゃないですか。例え

ば退社した場合、その土地の評価額を受けることができるということになるんですか。

和西企画部次長兼企画課長 仮定の話なので何とも答えようがないんですけど、やはり本市としましては、本市以外も今回、共同事業体それからプロジェクト関係者をはじめ、このプロジェクトが進む間は関わり続けるというようなことを申しておりますので、今現在はそのようなことに対して、ちょっとお答えしかねるところがあります。

伊場勇委員 しっかり定めておかなきゃいけない事項でもあるというのは、認識されていると思うんですよね。その当時の財産状況によって分配状況とかがいろいろ変わるかもしれませんが、その辺は重要な事項じゃないんですか。しっかり定めるべきじゃないんですか。今答えられないというのは、ちゃんと定まってないんでそうなんですけど、ちゃんとその辺の考え方も入れるべきじゃないんですかということなんです。

和西企画部次長兼企画課長 配当の分配につきましては、定款の中でしっかり定められるとは考えております。私がちょっとお答えしかねると言ったのは、市が出資者から退社するというようなことの過程については、ちょっとお答えしかねるということでお話しさせていただいたところです。

宮本政志副委員長 伊場委員の指摘は非常に重要で、これも定款案第30条に退社に伴う持分の払戻しというのが書いてあるんですけど、これはあくまで払戻しが可能な状況の場合は、これが成立していくんですよ。でも、土地は基本的に共同事業体の名義に移しますよね。土地の代わりに、例えば、事業をしている最中に、もし退社になって、土地を返してくれと言われても、もうそこで建物が建って事業が継続しているわけですから、土地だけ分離して返してもらうわけにはいかない。そうすると、ここに書いてあるように、土地に相当する、例えば金銭といったもので返してもらうのかと。ところが、返すお金もない、土地を返そうにも名義が

変わって事業継続といった場合に、第30条を読み込んだときに、それは全ていい前提で進んでいるときはいいんですけど、伊場委員が言われるのは、もしそうなったときに、土地も返ってこない、土地に対する対価も返ってこないというところに懸念があるから質疑したと思うんです。その辺りは今、具体的にはお答えしにくいんでしょうけど、ある程度定款や事業計画の中に盛り込んでいくもんですか。

和西企画部次長兼企画課長 申し訳ありません、事業が続いているのに市の土地だけ返してくださいみたいな事態が、どのような事態かを全然想定ができなかったのでお話をさせていただいたところです。それが仮に、その事業体が破綻したときとか、そういうような前提条件をお話しただけならば、それに対してはこういうパターンがあるんじゃないんですかということについてのお答えはできるということで、先ほど来、ちょっとお答えしかねると言ったところです。

宮本政志副委員長 そうすると、破綻若しくは解散のときに関しては、当然詰めたような案も今から考えていかないといけないという考えをお持ちということですね。

和西企画部次長兼企画課長 市の1億1,200万円、それから土地がどうなるかについて踏み込んで、どうするまで行くことよりも、破綻したときに、どのようなスキームで今の運営が担保されていくか、市、山口銀行、商工会議所、山口東京理科大学と公的なものが入っておりますので、その運営がどう継続されていくかということに関しては、やはり市だけじゃなくて、プロジェクト関係者、共同事業体も真剣に考えておるところで、そのときのことについては、定款の中でしっかり表現していくことになると思います。具体的に申しますと、破綻した場合、合同会社の1社が破綻した場合は、フォローアップに入っていくと。それから、共同事業体全体が破綻したときにつきましては、山口銀行のものになります。かといって、山口銀行はプロジェクト関係者ですから、どこかに売却す

るなんてことは考えられない。売却先を見つけなきゃいけない。ただ、その売却先というのは、公的な運営がされている以上、公的な会社に対してしっかり運営できるような会社を見つけて、その間はやはり代表者を中心とした方々で運営していく。そのような形態で、定款の中に万が一のことについては定めなきゃいけない。そこの認識は持っております。

宮本政志副委員長　そう答弁していただければ、例えば競売とか任意売却になりそうなときに、よく分からないところが競売で落札、任意売却で買おうとかなってくると、先ほど伊場委員が言われたところも私が言っているところも含めて不安が出てくるんだけど、今の答弁をお聞きすると、その辺りは、特に融資先である山口銀行ときっちり公共性が担保できるようになると解釈しました。ただ、定款案の中では、代表社員が非常に権限を持っていると感じます。定款案を読むと代表社員に非常に権限が——非常にと言うところちょっと語弊があるかな——ある程度代表社員に権限が集中しているように受け取っているんです。代表社員が万が一破綻とかした場合は、ほかの社員が破産した場合と同じような対応を考えていらっしゃいますか。代表社員はやっぱり少し違いますか、考えている対応が。

和西企画部次長兼企画課長　合同会社ですので、代表者とはいえ、1企業があまり良くないことになったときには、やはりほかの会社でバックアップしていくようになるのではないかと考えております。

宮本政志副委員長　非常に重要なんですよ。そうすると新しく代表社員あるいは業務執行社員あるいは社員を入れて、また、その中から代表社員を選ぶか、若しくは残った社員、業務執行社員も含めた中から代表社員を選んでいくか。代表社員が万が一のときには、何らかの形で担保していきますよということですよ。

和西企画部次長兼企画課長　先ほど私はバックアップという話をさせていただ

きましたが、構成員の中で万が一のことが起きたときは、構成員に足るメンバーを新たに加入させるように、バックアップ体制を取っていくということが想定されると思います。

長谷川知司委員長　ここで一応12時になりましたので、休憩します。再開は1時からということで、よろしくをお願いします。

午後0時2分　休憩

午後1時　再開

長谷川知司委員長　それでは、休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開します。議案第34号市有財産の出資についての続きを行います。委員からの質疑を受け付けます。

古豊和恵委員　市有財産の出資についてに重なるか、ちょっとよく分からないんですけど、リーディング施設①で生まれる交流、にぎわいをまち全体に連鎖、波及させることを目指して作られると思うんです。ここに商工会議所、銀行、寮とかを造られると聞いたんですが、平日は確かに人が集まるとは思うんです。でも、子育て世代が集まってくるような、土日祝日に集まるような仕組みが全く見えないんですね。土日になると、本当に今と同じような閑散とした、全く人が集まらないような施設ばかりではないかなと思うんです。社会福祉協議会、商工会議所、銀行は、本当に目的があって来られる人だと思います。世代的に大体どういう世代の方が出入りされて、男女比は大体どのぐらいなのかなと思うし、今度できたときに、満遍なくにぎわいにつながるのか。それを、今どう考えていらっしゃるのかをお聞きします。

和西企画部次長兼企画課長　現在、入る施設としましては、商工会議所の事務所、山口東京理科大学の寮、山口銀行とありますが、市の公共的施設と

して市民活動センターがここに設置される計画となっております。市民活動センターは、土日も関係なしにやっております。また、これから先、共同事業体の提案書を基にした内容の中で、考えながら進めていかなきゃいけないんですけど、やはりにぎわいづくり、学生から、社会福祉協議会でしたらお年寄りまで出入りされる、それから市民活動センターでは、いろんな地域課題に対応するような方々も出入りされる。このような多世代異業種の方々をどう結び付けていくかというのは、これからオープン後のことを見据えてしっかり検討していかなければいけない事項であると考えております。

古豊和恵委員 それでは今どういう形で、ファミリー層を結び付けるかというのは、まだできていないということですか。

和西企画部次長兼企画課長 皆様のお手元にもお配りしたと思うんですが、この提案書の中で、ページでEの標記があるところにつきましては、今回、付加価値についての提案を求めまして、共同事業体から様々なアイデアが生まれております。中心になっているのは、山口東京理科大学の学生の活用について、かなり踏み込んで書かれております。これが全てというわけじゃないんですけど、やはりキーになるのは山口東京理科大学の学生ではないか。そこに銀行と商工会議所の皆さんがいらっしゃり、どのように学生、起業家、ビジネスマンの方々、それに中央福祉センターの方々をどう掛け算していくかが、やはりこのプロジェクトのかぎを握るのではないかと思っております。

宮本政志副委員長 一旦定款に戻りますね。定款の質疑を出しきったほうがいいと思いますんで。ちょっとお聞きしたいのが、第16条の代表社員のところの第4項に、「代表社員はいつでも辞任することができる。ただし、当会社に不利な時期に辞任したときには」とありますが、「不利な時期」とはどういうことを想定していらっしゃるか。それから、やむを得ない事由がある場合を除き、当該会社に生じた損害を賠償しなければ

ならないとありますが、「やむを得ない事由」というのはどういったことを想定していらっしゃるのか。ここは2か所とも抽象論ではなくて、もう少し明確に示していくべきと思っているんです、あくまでこの案に対してですけど、この2点についてお聞きします。

和西企画部次長兼企画課長 この不利な時期という表現については、いつというわけではないですけど、やはり会社にダメージを与える時期という漠然としたお答えしかできません。しかし、定款の案ですので、その辺りはしっかり深掘りしなければいけないと思っておるところです。それから、やむを得ない事由がある場合というのは、第5章で、入退社のことが第26条からかなり書き込んでありますので、その中にやむを得ない事情、つまり会社がもうにっちもさっちもいなくなったりとか、そういうような状況を想定しているものと考えられます。

宮本政志副委員長 今、正にそうやっておっしゃったんですよ。そこに、今のこの条項の第何条を少しかう連鎖できるようなやり方で十分にあります。また、この案を今一生懸命作っていらっしゃると思うんで、例えば顧問弁護士にも相談されて、今のようなあんまり抽象的なことでしたら、来なくていい責任が来たり、負わなければいけない責任を負わなくていいようになったりするんですね。その辺りをもう少し詰めていただけたらと思います。その点は大丈夫ですか。

和西企画部次長兼企画課長 参考にさせていただきます。以上です。

笹木慶之委員 原則的なことを聞いて申し訳ないんですが、まず1点は経営に関与しない市のスタンスについては分かるんですよ、それなりに。そのあとで配当と損失を抛出することについてということで、これは定款に定めがありますよね。その中で、まず一つ聞きたいことは、第6章の計算の中の第34条に損益分配というのと利益配当というのはどう違うんですか。ちょっと私には理解できないです。通常、経営すれば、いわ

ゆる剰余金の処分でしょ。損になるか得になるかは別として、すぐ処分していくということになるんじゃないけど、この損益分配という言葉がよく分からない。それで、山陽小野田市をゼロとし、というのはさっき言ったように、中に入らないということでゼロになっているんだろうけど、ちょっとここを教えてもらえませんか。

和西企画部次長兼企画課長 申し訳ありません。損益の分配という表現がどこにあるかちょっと…（「34条、第6章の計算という中の」と呼ぶ者あり）利益及び損失の分配のことについて、今委員さんは損益分配というふうに、省略されたということで捉えてよろしいでしょうか。

笹木慶之委員 それはいいんだけど、その次の第35条で利益配当とあるでしょ。だから、利益が出た場合にはそうなりと、今度損失が出れば当然負担しないといけないと裏を返せばなるわけで。この二つの兼ね合いが分からないんです。どこでどう処理するのかというのが、実際の損益計算をする中で。

和西企画部次長兼企画課長 お手元にお配りした資料の最後に、すごく小さい数字でずっとあるんですけど、キャッシュフローの図の中で、このような表に基づいて、定款の箇所はこれを基にしてイメージしているということになります。

宮本政志副委員長 今笹木委員がおっしゃったのは、私も同じように疑問を思ったんです。ここに損益分配の第34条では、利益も損益も損失も分配はもらいませんと書いてあって、第35条にその利益配当が書いてあるんだけど、これは社員である本市以外の社員を対象にしているのかという質疑の内容だったと思うんですけど、その辺りを御説明いただいていいですか。（「ちょっと違うけどね」と呼ぶ者あり）

和西企画部次長兼企画課長 第34条に「山陽小野田市をゼロとし」と書いて

おりますので、第35条については、山陽小野田市以外のことについて
の該当というふうに捉えていただければと思います。

笹木慶之委員 損益分配だから、第34条は利益も損失もあると言っているわけよ。一方で第35条は利益分配だけしか言っていない。（発言する者あり）そう読んだって利益配当じゃね。損失処分じゃないわね。損益処分も当然第35条にないといけんよ。

長谷川知司委員長 今言われるのは、利益だけしか書いてないけど損益の配分はどうかということも笹木委員は言われるんでしょ。

笹木慶之委員 仮に第34条を損益分配と読んで第35条に委任するならば、第35条は利益及び損失の処分にならないといけないと思うわけ。僕はよく読み取れないわけ。だから、それはまたでいいから、これは定款の部分で大事なところだから、よく整理されないと。市がゼロとするという意味は分かるわけよね。それをどうこういうわけでないけど、その他のところがちょっとつながりが見えてこないから、これにあるかなと思ったらないわけ。第6章で第32条から第35条までに皆書いてあるわけ。何かちょっと疑問に感じるんですが、いかがでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 これを書き込むかどうかにつきましては、それこそ市はもう経営に関与しない部分でもございます。どのように損を分配するかについては、私どもで「こうします、ああします」と言えないところでもございますので、ここに書き込むかどうかにつきましても、やはり我々でないところで、皆さん考えられることかと思えます。

笹木慶之委員 いや、それは違う。定款というのはそうじゃないわけ。

和西企画部次長兼企画課長 合同会社の定款には、絶対的記載事項と任意的記載事項と相対的記載事項というのがありまして、絶対的というのはその

会社がどこにあると書かなきゃいけないことをございます。任意的ということにつきましては、書かなければ会社法に縛られる形になります。総体的事項につきましては、書くか書かないかは会社に任せると。今回で言えば、山陽小野田市が議決権を持つところは四つほどありますよというのは書きます、これは総体的事項と思います。やはり損を書くか書かないかにつきましては、絶対的事項でもございませぬし、もし書かなければ総体的事項として縛られていくようになるかとは思いますが。まず先ほど申しましたとおり、そこはやはり合同会社で考えられるのではないかというふうに思います。

笹木慶之委員 そういったことは第8章の附則の中で、第41条で準拠法という定めがある。この定款に定めがない事項においては、会社法その他の法律されるところによるものという、当たり前のことを書いてある。そのとおりなんです。ただ問題は、この定款というのは、市と合同事業体だけじゃないでしょう。ほかの人が持つんでしょ、当然のことながら関わる人は。とすれば、明記すべき事項は市だけが関わることを書くんじゃないでしょう。となれば、今言うようにこだわるわけじゃありませんが、第34条と第35条が読み取れないので、検討されたらどうかということを行っているわけ。それから先をどうこう言っているわけじゃない。

和西企画部次長兼企画課長 繰り返しになりますけれど、今から定款を作り込む中で、市も入りますけれど、先ほど申しましたように、共同事業体の中で総体的事項になるのか、任意的事項になるのかにつきましては、やはりしっかり考えていくことになると思います。

笹木慶之委員 だから一応その意見を言っておきます。だから、今答えはそれでいいかもしれないけど、読み取れないはね。これを今審査しているわけやから、疑問があるものは言っておかないと。

伊場勇委員 この案の中には第38条に地方自治体の報告義務というのがございますが、この監査請求があるときは、職務の執行の状況と財務状況を報告しなければならないということなんです。例えば新しい共同事業体で、今後の方向性とか具体的に決まってくると思うんです。この第38条だけ見ると、その年度までのものを頂くということなんですけど、今後の計画とか方向性というのも請求したら、議会として見ることができるのかどうか、その辺を確認したいと思います。

和西企画部次長兼企画課長 先ほど、今回第三セクターに当たるということで、地方自治法の第243条の3第2項のお話をさせていただきましたが、その際に、説明報告をする書類としては、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類というふうになっております。したがって、今言われたことについては、報告されることになります。

長谷川知司委員長 定款についてほかにありませんか。また後からでもいいですが、取りあえずここで定款は終わっていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、リーディング①について、意見をお聞きします。先ほど古豊委員も言われました。

岡山明委員 リーディング施設①ということで、事業計画は35年ですよ。35年後、今回土地に関しては現物出資という状況ですよ。真っ先に思うんですけど、35年たった後、その土地は誰が所有者というか、その辺の扱いはどうなのか。その辺をちょっと不安に感じているんです。35年たったら誰が所有権を持って、どういう形で進められるのか、その辺をちょっと聞きします。

和西企画部次長兼企画課長 お手元にお配りした提案書におきましては、Dのところ、事業終了時の取扱いと記載があります。3年前から35年たったらどうしようかという検討に入り、1年前から準備に入っていきますよというような、くだりは書かれておるところです。実際のところ

るなんですけれど、通常PFIをやる場合ですと、20年だったら20年終わった後、引き続き、その体制のまま維持されるかどうかについての検討にまず入っていきます。もし、この35年後も、今のような体制で引き続き、LABVで運営していこうとなれば、今のままの形になると思います。いやいや、そうではないと、皆さんでこの35年たったんで解散しようというような形も考えられると思います。解散した場合につきましては、市の土地が市の所有に戻ってまいります。ただ、そこにもし上屋があって、その上屋を引き続き運営するようになった場合は、土地が市のものになりますので、今度はLABVの形か定期借地、つまり賃貸借で運営していくことは可能性としてあるかとは思いますが、あくまでも可能性の話でありまして、35年後は理想としては引き続き、同じ体制で継続運営されるというのがふさわしいのかなとは考えておるところです。

岡山明委員 35年後も借地も当然建物があるという継続であると。土地の状況も35年後には、最終的にはまた市に戻ると。最初に、現物出資じゃなくて、35年間その土地を貸し出すような形で運用という考え方はどうかと聞いていたのですが、35年先にはもしかしたら市に戻ると。35年後に経営が上向いていなければ、最終的には市に戻ってくる可能性があるということで、もしかしたら長期貸出しと同じような解釈で、市としての損失はないということではないですか。

和西企画部次長兼企画課長 仮の話をしていただいて、この今の共同事業体がもう解散をしようというような形になった場合は、上に建屋が残っておりますので、3年前から多分協議に入るとは思いますけれど、その建屋を借りてくれる人が見つければ、その方がそこの運営をしようとする。その代わりに市とは、賃貸借の契約でいくか、引き続き、30何年後にLABVの違う形ができるか、そこはまだ分かりません。もう一つ、あくまでも可能性の話になるんですけれど、解散した場合、建屋をもう壊して更地にしようというのを共同事業体が決める可能性がありま

す。その場合は、商工センターがもう更地になって、市の所有がそのまま戻ってくるという形になりますけど、それはもう仮の話であって、繰り返しになりますけれど、通常PFIでも終わった場合は、期間が終わった場合、引き続きの運営というのをやはり真っ先に検討していくというような形になると思います。

宮本政志副委員長 土地が戻ってくるというと、通常でいうと定期借地と考えるんですよね。この度は共同事業体に名義が変わるでしょう。そうすると、必ずとか、返ってくる可能性はもういいですけど、返ってくるというのは、何を根拠に言っているんですか。どこかにうたわれていますか。

和西企画部次長兼企画課長 会社が解散しますので、やはり元に戻っていく形になると思うんです。定款の第37条に最後の解散の話が書いてありますけれど、財務財産の分配の割合は各社員の出資の価格に応じるものとするというようなことになっておりますので、これに基づいて、進められるようになるかと思います。

宮本政志副委員長 そうすると、今度は返ってこない場合、35年たってもまだしばらく事業を継続しますというときは、山口東京理科大学の学生寮の家賃補償がありますよね。それも自動的に35年で終わるんじゃなくて、事業が延長すれば、家賃補償も自動的に延長されるんですか、それとも35年でも家賃補償はばちっと終わるんですか。その辺りも絡んでくるんですけどね。

和西企画部次長兼企画課長 引き続きの体制での継続というのがあるべきというか、その形のほうがふさわしいなどは思うんですが、その段階でやはりいろいろな見直しが入っていくと思いますので、委員が言われたところについては、やはり流動的な面になるかと思います。

宮本政志副委員長 おっしゃる意味は分かるんです。今35年以降のことを全

てがんじがらめに決めようとする、そもそもこの事業をしようとする人は、そうそういないと思うんやけど、だからその辺りは当然、今からの35年間の様子を見て、そして35年目を迎える1年前とか、ある程度前から、その35年以降の経済状況とか建物状況とかいろんな状況を見て、共同事業体で決めていくという柔軟性を持った計画ですよということがいいですね。

和西企画部次長兼企画課長 そのとおりです。

岡山明委員 第37条にあるように、後で戻るという状況であれば、今、リーディング施設②で山口銀行がありますよね。山口銀行は、途中で解散とかになると、取りあえず背負うという条件の形として、共同事業体が潰れる状況になれば、一応建物じゃないけど、山口銀行が抱えますという補償の下で運営していくという状況になれば、山口銀行として今、リーディング施設②は、山口銀行の土地のままですよ。現物出資していないけど、市とともに山口銀行はそれだけの公共性がある施設ということは、土地も現物出資の形で進められてもいいんじゃないかと思うんだけど、今現実としては現物出資してないですね、山口銀行は。なぜ、山口銀行に現物出資の形が進められんか、その辺のちょっと趣旨がよく分からんのですけどね。市も銀行も公共性がすごく強いと思いますからね。そういう意味では、同じように、こういう最終的には、また戻るという状況であれば、山口銀行の土地も同じように現物出資の形で、市と同じような待遇でやっていけば、それだけ公共性もすごいよくなると、普通の人はそう思われるんじゃないんですかね。そういう意味で、山口銀行はどういう形で今進められているんですか。

和西企画部次長兼企画課長 このプロジェクトに関わる市と共同事業体の関係は、官と民なんです。出資という形で官と民との関係性を長期間、同じベクトルを向いてやっていきましょう、これが出資という形で行いたいというのが今回の議案なんです、山口銀行と共同事業体というのは民

と民との関係になりますので、その間は共同事業体と山口銀行との間で、このプロジェクトにどのように関わっていくかというようなお話をされると、こちらは解釈しておるところです。

長谷川知司委員長 今Bの1のAの4ですか。ここに経営体制のところでも山口銀行も出資と書いてあります。だから土地の提供というんじゃないで、違う形、お金とかそういう形で出資されるのかなと思うんですけど、どうなんですかね、ここは。

和西企画部次長兼企画課長 そのとおりです。

宮本政志副委員長 今、岡山委員と長谷川委員長がおっしゃったのは、これあくまで計画で、山口銀行のリーディング施設②のほうは、インキュベーション施設へと改修していきますよという計画が出ていますよね。別途資料には、所有者は当然土地も建物も山口銀行だから、今の段階で確実にこれをするんじゃないで、話合いによって、山口銀行も、この計画も前提に今後決めていきますよと解釈しているんですけど、どうですかね。最初からこれで山口銀行がインキュベーションして、この施設に確実にして、こうやってリーディング施設①と結合させてということは、決定事項じゃなくて、あくまでこれは計画で、ただ山口銀行次第ですよと解釈しているんですけど、どうですか。

和西企画部次長兼企画課長 先ほど岡山委員にお話させていただいたときにも言いましたが、民と民との関係なので、その関係性がどうなるかには関与できませんけれど、山口銀行小野田支店において、何をしていくかということについては、この共同事業体の提案を基にして、今後進めていくような形になると思います。（「進んでいくんだ、ほぼこの形で」と呼ぶ者あり）関係者協議をしながら進めていくようになるとは思いますけれど、この提案書はそこの部分に限らずこれをベースに進めていくようになるかとは思っています。

岡山明委員 山口銀行も同時進行しないと、このLABVの意味がないと思うんですよ。山口銀行、商工センター、福祉センター、高砂が連動した形のLABVという形と解釈しているんですよ。そういう山口銀行も同じように、今回と同じような、連続的な形の事業と思っているから、山口銀行も当然、その事業を同じような形で進めていかんと、足並みがそろわんと思うんですけど。

長谷川知司委員長 岡山委員、先ほど申したように全部一遍にするっちゅうわけじゃなくて、順番を追ってやるということなんで、そうですね。

和西企画部次長兼企画課長 連鎖的事業と位置づけているのはそういうことでして、先ほど最後に見ていただいた財政計画表につきましては、リーディング施設①については、お金の裏づけを持って進めていきますけれど、②、③、④については、今後の展開を見ながらやっていくというような形になっていきます。連鎖的事業としては、やはり10年の中で、めどをつけて進めていきたいというような提案が共同事業体から出ておるといことです。

岡山明委員 10年をかけてこの一つのプロジェクトをやるという話ですからね。それで、ある程度このリーディング施設の商工センターがスタートした時点で、山口銀行も同時スタートの形を取らんと。10年で総合計画の形が進められるかどうかという部分があるから、こちらのリーディング施設①が同時に②にも同じような形で進める状況の中で、この10年という計画、10年という目標が出てきたんじゃないかと思うんですけどね。そういう計画を立てられるんじゃないかという状況での話と思うんですけど、その辺は大丈夫ですね、

和西企画部次長兼企画課長 提案書というか、資料2でお配りさせていただいたと思うんですけれど、資料2、8ページがスケジュールになっており

ます。委員が言われるみたいに、同時進行すべきではないかという御意見もありますが、今のところ提案では、同時進行が若干かぶるところがありますが、2022年の後半から取り掛かっていきたいという提案を今もらっておりますので、このスケジュールにのっとって進めていくことになるかと思えます。

古豊和恵委員 先ほどから山口銀行の出資という話が出ていますけれども、そうしたら、小野田商工会議所の出資というのはあるんでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 それも資料2に書かせていただいたと思うんですけど、なかったですか。4ページ、(5)、小野田商工会議所、山口銀行の出資についてというのは、会社の設立時までには額が確定する予定ですよというところで、まだ今協議をしているところと聞いております。

古豊和恵委員 全て未定ということですか。

和西企画部次長兼企画課長 額が決まったとは、まだ聞いておりません。

宮本政志副委員長 そうすると、今、リーディング施設①で、②の山口銀行小野田支店のほうにもちょっと岡山委員が入りましたけど、リーディング施設①で建物はどうなるかという視点と、それから面的整備という視点と、それから、どういうテナントが入って、どういう家賃収入等をこの事業に盛り込んでいるのかという視点がちょっとばらばらになってくるんで、収入のほうから質疑してもいいですか。

長谷川知司委員長 はい、どうぞ。

宮本政志副委員長 L A B V事業が開始されたときに、家賃が発生するところはどちらですか。

和西企画部次長兼企画課長 これも資料2の4ページに表でお付けしておりますけれど、発生するところが、市、商工会議所、山口銀行、学生寮、それから、計上されておられません。チャレンジショップというのが入ってくるかとは思いますが。

宮本政志副委員長 そうすると、別途学生寮の家賃がありますが、それはちょっと後にして、基本的に、山口銀行も、市も、商工会議所も、35年の賃貸者契約で契約期間を確保するという考え方でいいですか。

和西企画部次長兼企画課長 それに基づいて今、収支計画表も作られておるところです。

宮本政志副委員長 どういう契約をそれぞれするのか、統一していくのか、あるいは一般的な賃貸借契約になると3年未満で、それを超えていますから、また違う意味での35年間の契約になってくると思うんですけど、そういう案を今からそれぞれと協議して決めていかれるのでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 一般的な賃貸借契約関係とともに、このプロジェクトにずっと関わり続けますよというような辺りのお話と二つあると思うんですね。だからこのプロジェクトに、プロジェクト関係者というのは関わり続けますよということについては、やはり35年というスパンはあると思うんですが、実際にテナントとして入って、契約をどう結ぶかということについては、今後、共同事業体との協議になっていくかと思えます。

宮本政志副委員長 そうすると、もしお分かりであれば、想定される家賃を月額、年間、35年間でそれぞれお聞きしていいですか。本市、商工会議所、山口銀行、その三つでいいです。

和西企画部次長兼企画課長 市だけのお話をさせていただければと思うんです。

けど、平米単価が、提案段階ですけど9,354円の月の坪単価なので、月額が324万5,000円になります。これが35年となりますので、13億6,290万円が市の家賃と考えていただければと思うんですが、これに固定資産税が入ってきて充当できますので、これよりも若干は安くなるかと思われます。

宮本政志副委員長 想定固定資産税の収入額を教えてください。

和西企画部次長兼企画課長 提案書段階で、共同事業体が年額850万円と試算しておるところです。

宮本政志副委員長 家賃は35年間一定とお考えですか。

和西企画部次長兼企画課長 今のところ収支計画表は一定となっておりますので、そのように捉えておるところです。

宮本政志副委員長 一般的に、建物はやっぱり耐用年数が決まっています、毎年毎年、経年劣化で価値が下がっていきます。一般論ですが、新築のアパートと築35年のアパートでは、普通、家賃は古いほど安くなりますよね。それを新築時と35年間ずっと同じというのが、一般とは少し違う根拠は何でしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 提案書段階のものでありますので想定でしか言えないんですけど、修繕を10年目、それから15年目、20年目と入れる計画を組んでおりますので、そこで家賃水準を保てるような努力をしていくのではないかと。これはあくまでも提案書段階を想定して考えられるところなんです。

宮本政志副委員長 いや、おっしゃるとおりですよ。定期的な修繕がなくて、ずっと、ほぼ修繕もせずに建物ふるどンドン古くなるのに、家賃が新築

時と一緒にというんでは整合性を取れませんけど、当然修繕計画をきちんと立てて、そして大体どれぐらい掛かってくる——例えば10年目で幾らぐらい、20年目で幾らぐらい、そういう計画をきちんと立てて、当然このLABV事業には盛り込んでいかれるから、家賃は35年間大体一定で考えているという解釈でいいですね、それなら整合性を取れるんですよ。

和西企画部次長兼企画課長 そのとおりです。

岡山明委員 ちょっとまた山口銀行の話に戻るんですけど、山口銀行の建物自体、耐震改修もされていないような施設に感じるんですけど、これは建て替えではなくて、取りあえずは耐震改修をして、新たな事業展開をするという状況で、耐震改修などの費用は当然、合同会社が工事の前提として出資するという事で、山口銀行が払うわけでもないんですかね、出資額はどこが出されるかお聞きしたいんですけど。

和西企画部次長兼企画課長 古い建物ですので、どのような工事をするか、掛かる経費を共同事業体でしっかり見積もった上で、着手するようになると思います。

岡山明委員 今の予定は、あくまでも耐震改修をして使用するという状況で話が進んでいるということですね。

和西企画部次長兼企画課長 そこまでは行っておりませんが、古い建物なので何らかの手を入れなきゃいけないというところまでは確認を取れていると解釈しております。

岡山明委員 8ページ、リーディング施設②の2は、もう10年先ぐらいに新たな施設を建てられるという感じですよ。例えば、店を造るとか、寮を建てるといった話が出たときに、10年後、8ページ見ると、リーディ

ング施設②の2ということは、2期目の工事ということで、それは10年後2032年、10年後という状況でありますよね。そうすると耐震工事をやって、10年後にまた新しい学生寮を造るとなると、10年先に建物自体の大変な落差があると思うんですけど、本庁舎でさえ耐震工事をやって20年後には新庁舎を建てましょうということで、積立金も今やっていますよね。20億円という条件で積み立てている。建物自体の耐震工事をまた10年後に、次の新たな学生寮とかを造るとなると、つり合いは取れるなど。そんなに落差がないような建物になるなど思っているんですけど、その辺はどうなんですかね。どう思われますかね。

和西企画部次長兼企画課長 1期工事につきましては今の施設を何らかの手を入れて取り掛かる。これに2023年から取り掛かっていきますよということになっておりますので、ここが2023年のスタートです。そして、1回りして10年後につきましては、今の計画では学生寮を今の駐車場のところに増築したらどうかというのは、これはもう案の案段階だと捉えておるところです。仮にそうなったとしても、2期工事からすると、8年前か7年前の建物について落差があるかどうかは、人それぞれ捉え方があるとは思いますが、山口銀行宇部支店は古いですが、移転した関係で、あそこで美術展をやったりとかいろんな活用をしたりしておりますし、やはり古い建屋は古い建屋なりにリノベーションすることによって、価値というのは変わってくると思います。今回もそのような形で、どのようなリノベーションになるか分かりませんが、やはり、古いから悪いというわけではないのではないかと考えております。

伊場勇委員 先ほどテナント、家賃のことについて市の金額を提示していただきましたが、この324万5,000円の中にはどういった部屋、どういったエリアが入っているのか、具体的に教えてもらえますか。

和西企画部次長兼企画課長 まず、主だった施設としては、1階に支所と市民活動センターがあります。それから中央福祉センターがあります。2階

には地域職業相談室を設置する予定です。それから、1階に小さい会議室が三つ、2階に中くらいの会議室が一つ、3階に大きい会議室を一つと考えておりました、それらをトータルして、先ほど申しました家賃になります。

伊場勇委員 会議室とかは市が家賃を払わなきゃいけないんですか。その共同事業体の持ち物でいろいろな人が使えていいのかなと思うんですけども、そこに市が家賃を払うべきなのか。その辺の考え方はあるんですか。

和西企画部次長兼企画課長 会議室につきましては、市民活動センターの管轄下に置くことによって、やはり公的な面もありますので柔軟な運営をしていきたいと考えて、市の持ち物にしようと考えておるところです。これが逆に共同事業体の持ち物になった場合、想定される方々の使い方によって、減免等の取扱いが厳しくなるかなと思います。今、中央福祉センターや商工会議所を使われている方々を想定し、減免という考え方が当てはまらなかった場合は、それなりの金額を払っていただかなきゃいけなくなりますので、やはりそこを考えると、公的な所有にして、市民活動センターの配下に置いたほうがいいのかと考えているところです。

宮本政志副委員長 伊場委員が多分計画図面を見ながら質疑したと思うんですけど、これは会議所の図面からいって、当然この使用面積で、平米で先ほどおっしゃったような家賃算出、単価を掛けて家賃を出されるんでしょう。そこはいいとして、ただ、この図面を見ていて、商工会議所のほうが非常に手狭になるような気がするんです。その辺りはもう反映されていますか。山口銀行は使い勝手がよくなるかなと見えるんですけど、商工会議所が、その辺りを協議された上でこういう計画になっているんですか。

和西企画部次長兼企画課長 プロジェクト関係者として、商工会議所、山口銀行、山口東京理科大学は核テナントですので、この募集要項を定める前

に要求水準書を定める段階でみんなで集まり、それから個別に協議し、それぞれの皆さんが関わった上で、この面積になっておるところです。

宮本政志副委員長　そもそも、家賃が月324万5,000円ということは、さっき13億6,000万円とおっしゃいましたが、35年間で約14億円の家賃を市は払いますと。それから35年間の事業に対して、土地を現物出資していきますと。高砂用地も中央福祉センターも仮に含めた場合、商工センターの土地とで出資になりましたと。それから、解体費用も当然市のほうで今回リーディング施設①、商工センターの解体費は市が見るわけですから、トータルした場合と、それから、それほどのお金や土地を出すのであれば、最初から建てたほうが、市民の財産になるわけですから、安く済むんじゃないか。当然その辺りは賃貸か建てるかを算出した上で、この度35年で13億6,000万円の家賃を払うと結論づけられたと思うんですよ。イニシャルコストやランニングコストも踏まえて、詳しく説明していただけますか。

和西企画部次長兼企画課長　お配りした資料、横長で参考資料2の1を御参照いただければと思います。イニシャルコスト、整備費として商工センターと中央福祉センターを現在の単価、これは個別施設計画における平米単価において、建て替えた場合の数字が17億円、それに35年間それぞれ今のまま建て替えて運営した場合の経費、令和3年度予算ベースになりますが、これを35年掛けた数字が下のほうのアになりますが、約25億7,000万円です。今回の賃料が13億6,200万円と出ております。また、固定資産税は、先ほど850万円とお話ししましたので、これが35年間入ってくるという中で、数式というかVFMといたしまして、従来方式と比べてどれだけ削減できるかという数字になりますが、約15億円の定量的なメリットがあるのではないかとということで、この参考資料を出させていただいているところです。

岡山明委員　今回寮ができて、3階建ての66室、学生は3分の2が女性で3

分の1が男性という割合なんですけど、セキュリティーの問題で女性専用の学生寮という考え方はお持ちじゃないですか。この部分は男性か女性かというのが全然ないから、極端な話、女子寮で進められると。あと10年後にもし山口銀行が山口東京理科大学の学生がずっといらっしゃるなら山口銀行の後に、男子寮をとという話に持っていけると思ったんですが、女性専用、セキュリティー面で女子寮にしたいという希望があるんですけど、その辺の考え方はどうですか。

和西企画部次長兼企画課長 お配りした提案書に図面で、今のところ3階は男性22室、4階が男性22室、5階が女性22室というような提案になっておりますが、これは共同事業体と大学との間で、これからどういふふうに配分していくかというのは話し合う中で決めていかれるようになると思います。

岡山明委員 そういうことで、女性専用学生寮という考え方があるということ、是非その辺も推進していただきたい。にぎわいのある山陽小野田市の公園通り近辺の、そういう華やかな地域になるんじゃないか。男性よりは女性のほうが華やかな雰囲気があると。女性で学生寮を統一していただきたい。そういう形で今進めておるということで安心しました。そういう形で、是非市からも女子寮の形で進めていただきたいと思います。

長谷川知司委員長 ちょっと今の関連で、私から。この提案書を見ますと、学生たちの力で地域のにぎわいづくりをするというときに、果たして女子寮だけで、そういう活躍ができるかどうかと思うんですが、そこはどうか。

和西企画部次長兼企画課長 男女比は大学側で今から考えていくことになりまして、ここで学生によるにぎわいづくりをしていく、つまりソフト事業につきましても、やはり大学もいろいろなことを考えておりますので、やはりそういうことと連動して大学が考えられていくのではないかと思います。

います。

古豊和恵委員 テナント家賃についてですが、これを見ると、考え方で確定収入とかありますけれども、チャレンジショップは入るか入らないか変動のため、自主事業も分からないと思うんですけれども、駐車場は実際もうここにできるわけですので、その駐車場の設定料金はもう決まっているんですか。決まっているならば収入額が出ると思うし、これは取るか取らないかも決めてないということなんですか。

和西企画部次長兼企画課長 提案書段階では駐車場をゼロにして駐車場を有料にするような、何か含みも持たせておると思うんですが、実際あそこに入入りされる方々のことを考えると、有料という選択肢はないのではないかと考えております。

長谷川知司委員長 1階に公園通出張所を設置するとあります。公園通出張所もやはり市役所の施設だから、土日が休みになって、土日のにぎわいはないと思うんですね。これをここに持ってくる必要があったんですか。

和西企画部次長兼企画課長 今回現商工センターの再整備ということがありますので、今の要素はそのまま引き継ぐ、つまり公園通出張所を残すということで、計画の中に入れさせていただいているところです。

長谷川知司委員長 私が思うには、公園通出張所は須恵公民館に移すことで事足りるんじゃないかと思うんです。それで出張所そのものは現在、近辺のお年寄りの方が主に利用されていると思うんですね。駐車場があるにしても、須恵公民館でそういう対応はできるし、また駐車場もそちらにありますから、そうすることによって、ここの面積はテナントとか、土日ににぎわいをもっと来るような施設を呼び込めるじゃないかと思うんです。ただ単に今ある機能をそのままここへ持ってきたんじゃ、ちょっとどうかなと思うんですが、そこんところはどうでしょう。

和西企画部次長兼企画課長 お配りした資料の図面を見ていただければと思うんですが、市民活動センターというところに、赤字で書いてありますように、公園通出張所窓口としても機能としておりますので、現面積からどうなのか分かりませんが、市民活動センターとやはり同じフロアにすることによって、2個を1個にしてスケールメリットを出したいと考えております。現在、公園通出張所をLABVの整備のときになくすということにつきましては、市としてその考えはないまま今回の計画には載せておるといふところではあります。

長谷川知司委員長 だから、私が言うのはなくすんじゃないかと、近辺にある須恵公民館で足りるんじゃないかなと思ったんです。そういう考えは一切されず、今まであったものをここに持ってきたんだという考えですか。

古川副市長 公園通出張所を移転するとなると、抜本的に出張所の在り方、厚陽も出張所扱いになっていますが、そういう組織や機構の在り方から入れなくてはいけないということがあります。委員長の言われることも分かりますので、そういう抜本的なところをやる前に、LABVをすぐスタートしなければいけなかったんで、和西が申しましたように、公園通出張所と市民活動センターの二つを一つにして、いざ出張所の議論が出たときもその分、市民活動センターで補完できるような形にさせていただいておるといふことで御理解いただけたらと思います。

長谷川知司委員長 土日にここが全て閉まっている状態が多いのであれば、にぎわいを作るのに寂しいんじゃないかなと。土日にここに空いている施設等がやっぱり必要だと思うんですね。そういう施設をここに入れて、市の観光協会とかがこちらにあってもいいんじゃないかなと思ったので、そういう検討もしていただければと思います。ここで、2時10分まで休憩します。

午後 2 時 1 分 休憩

午後 2 時 1 0 分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして委員会を再開します。委員の方の質疑をお願いします。

宮本政志副委員長 リーディング施設①の中に学生寮ができると思うんですけど、この学生寮の家賃補償がいまいちよく分からないんです。どういう範囲の家賃補償で、どこがするのか、その辺りを詳しくお聞きしていいですか。

和西企画部次長兼企画課長 家賃補償は90%までを見ておりまして、空床補償を行うということになりまして、空床補償は理科大が行うようになっております。

宮本政志副委員長 そうすると、学生寮の家賃と管理費をちょっとお聞きしていいですか。

和西企画部次長兼企画課長 月額4万円で、年間4万円の管理費を徴収するというので、今、提案書の段階ではなっておるところです。

宮本政志副委員長 管理費年間4万円を12で割っても割り切れないのでちょっと疑問もあるんですが、そこはいいです。新しいうちは、例えば66室、満室がずっと続いて、例えば10年とか15年とかたってきたときに、ひょっとすると、空き部屋が多く出る可能性も考えておかないといけませんよね。その場合に、その空き部屋に対して90%までの足りない部分を山口東京理科大学が家賃補償をするというところは分かるんです。でもまず、一つは、なぜ山口東京理科大学が家賃補償しないといけないんでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 山口東京理科大学が核テナントとして入りますので、核テナントの理科大が、やはりそこのお金の出し入れについては、補償するというので今回、共同事業体とも話ができておりますので、そういう形を取らせていただいているところです。

宮本政志副委員長 内容の詳細を見ると、毎月計算して家賃の補償額を補填していき出すと出ていましたけど、仮に家賃補償の額が山口東京理科大学にとって負担がすごく大きくなった場合、あるいは、もう払えなかった場合、そういった場合はどうなるんでしょう。

工藤企画課主幹 基本的に、大学側の考えとしましても、空き室は作らないという方向性の考えはお持ちでいらっしゃると思います。そうは言っても、宮本副委員長おっしゃられたような状況が生じたときには、山口東京理科大学側としましては、自主財源を活用した空床補償を考えたいということで話は伺っております。

宮本政志副委員長 自主財源あるいは基金が、ほかの要因で手薄になってきた場合に、運営費交付金もありますけども、懸念するのは、運営費交付金の使途は何でもいいわけで、お金に色はありませんから、例えば家賃補償に回ったりとか、あるいはもろもろのものがもう底をついてきて、市から補填した中から家賃補償に回ったりというケースもゼロじゃないと考えた場合に、もしかすると、市の予算の中から結局は家賃補償に回っているじゃないかということがあると、これはなかなか大きな問題になってきます。その辺りはどのように補償されるのかなと思ってお聞きしたいんですよ。空き部屋は出ませんというじゃ、ちょっと議論にならないけど。

工藤企画課主幹 金額を確実に担保するというのは、なかなか難しいとは思いますが、試算してみましたところ、年間、月額で考えて補償費

を払うというような考え方を持っておるんですが、例えば補償を年間で考えますと、90%を割り込んで、90%までは補償するという最低額が年間でいうと、66室に対して59室の入居になった際に、初めて補償が発生します。それが1年間あると考えますと、家賃分の12か月ということで48万円です。最高額になる状況といいますのが、ゼロ人になったときで、こちらが同じく4万円掛ける59室分というんですか、2,880万円というのが最高額になります。山口東京理科大学の収入、令和4年度予算で申しますけれども、収入のうち、自主財源で学生の事業に供することが求められないであろうと思われる自主財源が、検定料や入学料です。こちらについては、合わせて約1億円近く収入がありますので、最大の額の2,880万円と比しても、大きな収入を得ておられるとは思っておりますので、その辺り数的な根拠というのは、現在の実績ベースでいうと賄えるんじゃないかといったところです。

宮本政志副委員長 もう今の御説明はよう分かる。そうしたら、LABV事業も大事な事業でしょ。山口東京理科大学も市にとってものすごく大事なところですよ。そうすると、やはり市からの交付金、あるいは一般財源からの家賃補償は認められないとか、あるいはそういう言質を取れるような規約とか、どういうものに盛り込むかは難しいんだけど、それを明確にすることはできませんか。

清水企画部長 副委員長が言われるとおり、運営費交付金に基づいて出せば、山口東京理科大学は何もなくて、市の税金から支出されるんじゃないかというような見込みを私どもも思っておりますが、その辺りを明確にさせられるかどうかはちょっと難しいものがあると思います。基本的には、運営費交付金を出す場合には、算出根拠を持ちながら支出しているわけですが、その中で今度、山口東京理科大学の学生寮の部分が本当に算出根拠の中に入っているのかというところは、そこまでしっかり詰めていませんけど、今後、詰めていかなければいけない問題だと思っております。

伊場勇委員 空室補償の90%とは、100%じゃなくて、半分でもなくて、
どういう協議の結果、90%に落ち着いたんでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 まず学生寮が決まりました、その後に家賃が決ま
ってまいりまして、そこで今度は事業性を担保していく上で、何パーセ
ントが限界なのかという辺りを共同事業体等も考えますし、山口東京理
科大学とも話して、やはり90%という数字に落ち着いたというところ
になります。

伊場勇委員 事業性を担保するための最低ラインが90%で、その条件を山口
東京理科大学が承認したということで、この90%になったということ
なんですね。

和西企画部次長兼企画課長 そのとおりです。

長谷川知司委員長 学生寮について、私からちょっと質問します。まず、学生
寮で学生たちに地域の様々なまちづくりに参加してもらおうと書いてあり
ます。この平面プランを見ますと、普通のアパートと全然変わらないん
ですね。一つは裏口がありますが、その学生そのものを組織する、寮そ
のものを組織するのに、どういうようにされるのかも一切分からない。
誰が声を掛けて、どういう班を作るのか。そういうことも書いていない
から、学生が果たして地域のまちづくりに参加するようなシステムづく
りができているのかどうか。そこをまずお聞きします。

和西企画部次長兼企画課長 大学生を活用したにぎわいづくりのことについま
しても、折に触れて提案書にもあちこちに書かれておるんですが、やは
り事務局がその橋渡しをするということが一つと、それから付加価値検
討委員会というのも共同事業体の中で立ち上がりますので、その中でも
検討されるであろう。そして、これはもう提案者側が書くことではあり

ませんが、市としては先ほど来申しております市民活動センターの中でしっかりとつなぐ役目、地域と学生をつなぐ、それから、銀行と学生をつなぐ、商工会議所と学生をつなぐ、学生同士もつないでいくというような役目を果たすものとして、やはり事務局、付加価値委員会、そして、市民活動センターの辺りがそういう役目を担わないと、ただ単にここで寝て帰るような寮になってしまう。そういうことではいけないと思います。それこそ、付加価値を生み出さないといけないと思います。にぎわいづくりは本当に非常に大切なポイントだと思いますので、しっかり検討というか、しっかり協議を進めてまいりたいと思います。

長谷川知司委員長 学生に過大な期待を書いているわけです。それが過大でないようになるためには、それなりの仕組みづくりが要るんです。となれば、この平面では、ちょっと私は今まで学生寮について調べた中では、物足りないなと思いました。もっと学生がお互いに連携できるようなシステムづくりを、この平面計画の中でもできるようにしないとイケない。ユニットとして何室を一つのグループにするとか、そういう様々な工夫をされているところが多いです。また、この図面では、西側に7室、3掛ける7で21室あります。この西側に西日を遮る工夫もない。そうした中で果たしてこの西日の当たる部屋に学生が住むかどうか。自分たちが考えても西日しか当たらない部屋には入りたくないんじゃないかなと思うんですね。だからこの平面計画そのものをもっと見直す必要があると提案、そういうことを指摘しておきます。このままでは、空き室が増えて、大学が補填してとなるだけで、事業主体はそれでいいでしょうけど、学生の生活、そして地域づくりに貢献できる学生のグループができるようなシステムにはなっていないと思います。

伊場勇委員 学生が出入りするわけじゃないですか、毎日学校に行くときと帰ってくる時、土、日、祝日において。その学生がどういうふうにごろごろすのかなというときに、自分の部屋に行って、どっかにエントランスとかクリエイターズルームとか、そういったところがないと、結局学生は

行き来するだけで、そういった交流スペース、バイトもいろいろ今から多様になってくると思うんで、コワーキングスペースみたいなものを学生が使うことも考えられると思うんですけど、そういうところがちょっと見えないんですよね。なので、例えばその1階に中央福祉センターありますけど、これが1階に必要なのかなと思ったりもするし、そういったときに、学生との交流、例えばイベント時の手伝いとか書いていらっしやいましたけど、イベントの手伝いと今と何ら変わらない。今もいろいろなイベントで学生に手伝ってもらっていますから、ここに寮がある意味をもっと何か深掘りして、そういった特性を持ったスペースを積極的に作るべきなんじゃないのか、学生の有効活用みたいなのところにおいて、もうちょっと踏み込んだ提案書になるべきなんじゃないかなと思うんですが、市の考えはどうなんですか。教えてもらっていいですか。

和西企画部次長兼企画課長 提案書の中にパース図が数枚入っておりますし、3階ラウンジのイメージも付けておりますし、ここで学生同士の交流、それから学生以外の方々との交流もあるかとは思いますが、この施設単体でのつながりづくりというのは、市としては、このパース図を見る限り、芝生もありますので、それなりに進むのではないかと考えておるところです。それから、イベントのときに学生の力を活用する、今のままでは今と何も変わらないというようなお話かとは思いますが、先ほどから申しますように、そこについては、そうならないようにいろいろな役目を持った人間がつなぎ役として入り込んでいって、にぎわいづくりをしていこうと今のところは考えておるところです。

伊場勇委員 学生がこの寮に入るメリットは何なんですか。

和西企画部次長兼企画課長 大学としては、ここを第2のまちなかキャンパスと位置づけたいという思いがあるようです。ここを拠点にして、学生が市内に出て学習を行うフィールドワーク授業や、オンラインで大学とL A B Vと両方から事業に参加できるようにするとか、いろいろなこと

を大学でも考えておるようです。ここにいることのメリットは、やはり学生にとっても大切なことだと思いますので、これから大学と共同事業体も一緒になって考えていくようになるかとは思いますが。

古豊和恵委員 厨房はあるんですか、学生はここで自炊するわけですか。

工藤企画課主幹 各小部屋にMKと書いてある部分が、小っちゃいですけど、あると思うんです。これミニキッチンの略です。

古豊和恵委員 そのミニキッチンで十分自炊できるということでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 先ほどの答弁の繰り返しにはなるんですけど、募集要項を定めるに当たりましては、関係者が集まって要求水準書をかなり詰めていきました。そういった中で、このアイデアというか案が出ておりますので、いろいろな思いがあるかもしれませんが、大学側のオーダーとしては、こういうオーダーで出てきたと御理解いただきたいと思えます。

古豊和恵委員 それはいいんですけども、お昼は大学で食べるでしょう。約60人がやはり自炊するとすれば、その買物もしないといけない。でもその周りにそういう場所がないじゃないですか。それはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 学生は学生なりに、いろいろなことを考えながら生きていくと思えます。現在はないとは思いますが、やがてこの周りににぎわいが生まれて出てくる可能性があります。ただ、スタート段階では、周りにはないかもしれませんが、最近ドラッグストアで大抵の物の用を足すことができると思えます。この地域には5件ぐらいドラッグストアがあると聞いておりますし、その辺りでも用は足せるのではないかと考えているところです。

宮本政志副委員長 今の答弁をずっと聞いていますと、先ほどの、何でここに市の支所が来たのかということの大きなこととしては、もともとのLABV事業では公共性をうたってらっしゃっていますよね。その公共性というのは、先ほどから答弁をお聞きしていると、公共性が前提となって答弁に全部絡んでくるんですけど、先ほどからの質疑に対して、公共性と学生寮の結び付きを考えたときに、二つ見方があるかと思います。今、委員長が先ほど言われた、例えば西日の関係とか、あるいは、伊場委員が言われた付加価値とか、ほかの近隣のアパートとの差別化という方面は、非常に大事なことと思うんですよ。やはり、もうこれで決まりじゃないでしょうから、当然そういうのを盛り込んでいかれるべきだし、逆に休日にここがあまりにもにぎわい過ぎると、せっかく休みでゆっくりしている学生にとっては、少し騒がし過ぎるという局面も出てくる可能性もあるんですよ。だから、非常に難しいと思うんだけど、その両方の側面もこの計画に考慮していくことは可能ですか。

和西企画部次長兼企画課長 まず後段のお話なんですけれど、大学側としては、学生の地域貢献を非常に重視しているところでして、ここでそういうことを皆さんと一緒にやっていきたいと思いますというようなことは、募集の段階からしっかり伝えた上で、手を挙げてもらうというようなことを大学は考えていると聞いておるところです。それから、前段の部分なんですけれど、学生寮ありきだったかということ、そうではない面が若干あります。最初にLABVをやるに当たりまして、山口銀行が建て替えを計画している、市と一緒に何かできたらいいね、そこに商工会議所がいるから、一緒にできたらいいね、そこで話をしていく中で、いや、ここだけの単体工事をするだけではいけないよねという話になって、このエリア全体にぎわいを作っていきたいと思いますということで、LABVという形式になったんです。そういった中で、地域資源を活用しようという観点で、導入可能性調査の段階で考えている中で、やっぱり山陽小野田市は山口東京理科大学というコンテンツは避けて通れないと。山口東京理科大学

も是非入り込んでもらえないだろうかと話をする中で、大学のあるまちづくりをしていくためにはどうしたらいいんだろうというところで、学生寮という考え方がやはり生まれてきたというふうに補足させていただければと思います。

長谷川知司委員長 学生寮という話ですけど、私は一般質問で、過去に何回も学生寮を造ったらどうかという話をしております、大学に。そのときの答弁は一切なかったですよ、そういう前向きな話は。だから、今回のLABVで新たに学生寮というのが降って湧いているんですね。ちょっとそこには、私は不信感があります。今まで私が言ってきたのに、それには全然答えてなくて、何で今回こういう気になったかというところにちょっと疑問があります。また、代表質問でも言いましたけど、公共交通について、理系の学生が実習や実験があったときに、深夜に帰るのにどうやって帰りますか。バスの最終が9時5分になっていました。9時5分以降にも実験や実習をしております。それから、駐輪場が60台ありますが、車で来る学生にとって駐車場がない。60台の駐車場を確保して初めていいんじゃないかなと思うけど、そういう考慮もない。ちょっと無理があるんじゃないかなと思っています。

清水企画部長 山口東京理科大学の学生寮の件ですけども、降って湧いたと言われましたが、基本的には学生寮というのは、大学が学生を支援するために建設するものだと思っています。山口東京理科大学の中でいろいろ考えて、今回は和西が言いましたとおり、地域のにぎわいを創出したということになると、やはり学生を活用したいというところがある中で、山口東京理科大学とよく協議をすると、そこに学生寮があれば拠点として学生が入り込んでくれるのではないかなというようなことは、山口東京理科大学から提案があつてどんどん進めてきたというところですよ。それから、公共交通についても、商工労働課が中心にということもあるかもしれませんが、事業者としっかり利便性については、今後もずっと協議をしていきたいと思っています。駐車場についても、大学から

もあったんですけども、基本的には車に乗らないという中で、駐輪場をどうにか確保してほしいというようなことは要望としてありましたので、駐輪場の確保ということは前提として考えて作っているところです。

長谷川知司委員長　そういう考えでいいんですけど、図面を見た中では、その学生寮という機能を成してない、ただ単に普通の学生アパートという機能なんですね。例えば、学生が顔を合わすように、朝食だけでも無料で配布できる朝食ルームみたいなのがあって、そこで学生がお互いに顔を合わせて無料で御飯を食べてから大学に行けるようなシステムになっているのかと思いきや、そういうこともないから、ただ単に学生アパートかなという気がしたんです。もっと、これは練っていただきたいというのが私の気持ちです。

宮本政志副委員長　今の公共交通とか駐車場は、多分近隣も含めた後の面的な整備のほうで多分出てくると思うんですけど、先ほどのにぎわいの創出で、地域に溶け込むために学生にということですから、休日の静けさというのは理解できました。ただ、その前に伊場委員や委員長が言われたやっぱり学生のための付加価値、差別化は考慮していただきたいと思います。ちょっと小さいことかもしれませんが、資料の中でこの学生寮の入居者の学生に火災保険は任意となっていたんですよ。強制じゃなかったんですよ。2年間で本当1万円ほどの僅かな保険料ですから、ここは強制的に入居者の学生には火災保険に入ってもらおう、言葉は悪いけども入れさせないと、これだけの施設ですから、万が一、火災を起こしたら大変なことになるんで、任意ではなく火災保険は入居者の義務ということで、是非検討していただきたいと思いますけどいかがでしょうか。

福田企画課行政経営係長　火災保険の件は、今後事業パートナーとして山口東京理科大学としっかり協議して進めていくと思いますけれども、事業パートナーとしてはきちんと火災保険に入っていていただいて、補償をきちんと見込める状態にしたいとの思いはあるとは聞いております。

宮本政志副委員長 この図面でセメント町から本通りのほうにピンクの線がずっと引いてあるのが、ちょっとよく分かんなかったんですけど、人が通れる通路なのか。車とかバイクも通れるような通路なのか。あるいは、人も車両も通れるのか、ちょっとその辺りが安全性も含めてよく分かんなかったんですけど、教えていただいてもいいですか。

長谷川知司委員長 縁側ストリートのことですね。（「そうです」と発言する者あり）

和西企画部次長兼企画課長 図面の3枚目の左下ですけど、縁側ストリアートの「鳥瞰イメージ」とありまして、手前に白い服を着た人が歩いております。ずらっと人が歩いている図が縁側ストリアートのイメージと捉えていただければと思います。道路ではないです。

長谷川知司委員長 通路ですね、人が歩く。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）ついでに、ちょっとお聞きするんですけど、大学の先生方は市外に住んでいる方が多いですか。例えばここに大学の先生方が住めるようなスペースがあったらどうなのか。先生方が嫌がるかもしれませんが、そういう考えもあったのかどうかをお聞きしたいですね。

和西企画部次長兼企画課長 そのようなアイデアというか考えは、最初からありませんでした。

長谷川知司委員長 今後の中で、取り入れられれば取り入れていただきたいと思います。無理ならしよがないですけど、やっぱり先生方も山陽小野田市に税金も落としていただきたいと思います。

古豊和恵委員 先ほど、固定資産税の予定収入額は850万円ぐらいだろうということをおっしゃいましたが、この歳出根拠はあるんですか。その

資料はありますか。

和西企画部次長兼企画課長 要求水準書では、2期工事に分けて3棟建てを計画しておった中で、提案者から二棟建ての提案が出てまいりました。そういった中で、財政計画の中に850万円と出ておりました。この共同事業体には、建設業者や設計業者も入っておりますので、そういう試算をされたんだろうなと今は解釈しておるところです。そこについての詳細については、まだ存じておりません。

古豊和恵委員 これから増えるかもしれない、減るかもしれない、増えるんですか。

和西企画部次長兼企画課長 設計段階ですので、今後建屋を建てたときに、どんな建屋になるか、どんな部材を使うかということによって固定資産税は変動してきますので、そのように御理解いただければと思います。

古豊和恵委員 決まった時点で、その資料とかはこちらにも見せていただけるんですかね。

和西企画部次長兼企画課長 決まった時点というのがいつか分かりませんが、やはり賦課された時点で確定になりますので、その段階では、何らかの決算資料等で数字は確認できると思います。

長谷川知司委員長 この図面を見ますと、既存の商工センターが残った状態でも工事できるようなことも考えていらっしゃるんですが、この度、もう既存のものは解体して更地で計画すると言われております。ですから、この計画そのものも、もう1回より良い方向の案が出てくるのではないかと思います。是非そういう形で考えていただきたいと思います。

和西企画部次長兼企画課長 こちらは、要求水準書の段階で2期工事、つまり

今の商工会議所を残したまま工事に取り掛かる案で出しておりました。ただ、これは強制ではなくて、提案者のアイデアに委ねますとしたところ、提案者が2棟建てに変更してまいりました。

長谷川知司委員長　ですから、この度、追加資料を見ますと、先に壊して更地にするというようになっていますから、この案はもっといい案が出るように練れるんじゃないかなと思います。絶対にこれがベストとは思っていません。西日が当たる学生寮はちょっとまずいなと思いますので、もっとこれは再考していいんじゃないか。まだ、基本計画ですからね、実施設計にまで行ってないんだから大丈夫だと思います。もっと案を練っていただきたいと思います。要望です。

和西企画部次長兼企画課長　共同事業体に御意見はお伝えするようにしておきます。

伊場勇委員　建て替えるときに、商工会議所は移転されるんですね。その場所をもう一度確認していいですか、計画として今あると思うので。駐車場とかは大丈夫なのか。

和西企画部次長兼企画課長　今、ポリテクセンターに移転ができたというところで、調整に入っているところです。

長谷川知司委員長　公園通出張所はどこに移転される予定ですか。

和西企画部次長兼企画課長　須恵公民館というか、4月からですから須恵地域交流センターに移転することで調整しております。

長谷川知司委員長　本設ではなくて、仮設ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

宮本政志副委員長　解体費は市で負担ということと、それから金額は前にお聞

きして、まだはっきりしていないということになっていましたけども、築年数からして、アスベストが含まれている可能性が非常に高いんですけども、そのアスベストがもう含まれている前提で共同事業体は解体業者を見つけていくんでしょうか。それとも、アスベストは別に対応しない普通の建設会社を入札等で見つけていくんでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 アスベストがあれば、合った対応をしていくと思いますし、しっかりした共同事業体が今回入られておりますので、その対応は間違いない対応をされると思っておるところです。

宮本政志副委員長 そうすると、二度目になるかもしれませんが、その解体費の見積りは、建設部でしっかり精査すると言われていましたけど、ここはもう確実でしょ。というのが、解体する業者に全て見積りを任せ、払うのは市ですからね。やはり適切な価格と適切な工事が必要なんで、その辺りは大丈夫ですか。

和西企画部次長兼企画課長 アスベストがない場合、ある場合、どちらにしても、これぐらいの経費が掛かるだろうという辺りの適正さを担保するのは、やはり建設部の意見だと思いますので、そこはしっかり頂いた見積りを精査してまいりたいと思っておるところです

宮本政志副委員長 見積りの件は是非お願いします。それとアスベストは、非常に今年10月から法律がいろいろ変わってきますんで、アスベストの処理先とか処理方法とか、どのように処理したという全ての記録は、確実に紙媒体あるいはデジタル媒体で確保していただけますよね。これはもうほぼ義務と言っていいぐらい厳しいです。後で調べたときに、どこに捨てたか分からなくなると、大変な問題になります。建物は解体する市の所有になりますから、その辺りはもう確実に大丈夫と解釈してよろしいですか。

工藤企画課主幹 昨年4月の改正大気汚染防止法の定めによった処理を行って行くということで理解しております。

伊場勇委員 その解体についてなんですが、市がお金を出して、共同事業体が解体するということなんですけれども、そもそも市が解体して、そのまま更地を現物出資すればいいんじゃないかなと思ったんですよ。その理由は、例えば実施設計とかでいろいろと時間が掛かってしまって、解体にも時間が掛かってしまうから、もう共同事業体に任せて、市はお金出すだけになったのか。その辺はなぜなのか教えていただけますか。

和西企画部次長兼企画課長 公共で解体しますと、2か年事業になってまいりまして、やはりスケジュール的に、更地にする段階でかなりの時間が掛かってきます。ということで、今回はこういう方式を取らせていただいているところです。

岡山明委員 業務受託者として3社、決められていますよね。業務受託者として本事業に参画しますと書かれて、どのような形で共同事業体と関わるのか。地元企業との関わりというか、それがちょっとよく見えません。企業体と地元企業との連携プレーとはどういう形なのかをお聞きします。

和西企画部次長兼企画課長 今回の共同事業体の要素というか、仕事としましては設計、建設、維持管理とあります。建設設計につきましては、市外の大きい業者が二つ入ってきておるところで、そこに市内の建設業者が入られました。それから、運営維持管理につきましても、代表の合人社がおりまして、そこに市内の富士商とエヌエステクノが入られました。つまり、その機能がそれぞれあるんです。設計から建設、維持管理を市内と市外の業者がそれぞれお互い一緒になってやっていく、ベストミックスという言葉が提案書に書かれておるんですけれども、そういう形で共同事業体を運営していくことになるかと思えます。

岡山明委員 運営に関して、共同事業体から直接、地元企業に話が持ち込まれるということはないんですかね。ある程度、そういうワンポイントを置いた状態で共同事業体からもう一つの企業を通して来ると。共同事業体から直接、地元の管理はおたくですという形ではないということですか。もう一つ、下請に落とすというか地元企業にということですか。

和西企画部次長兼企画課長 資料2の7ページの下にも書かせていただいておりますけれども、業務受託者として3社ほど参加しまして、そこから市内企業にどう発注していくかということについて、提案者からは、市内企業に対しては施設整備段階、維持管理段階ともに構成企業各社から積極的に業務発注について打診を行っていきますと。必要な資材、消耗品の調達と書いてありますが、経済効果が発揮されるよう地域企業に副次的な経済効果が発揮されるように事業展開しますというような提案が出ております。市内企業の活用につきましては、今回のLABVプロジェクトにおいて、やはり要求水準書等でしっかりこちらも定めておりますので、それを理解した合人社グループが市内企業の発注等についても行っていくものと考えているところです。

笹木慶之委員 先ほどからいろいろ意見等がありますが、にぎわいの創出というテーマの中で、いわゆるチャレンジショップを備えて、産官学金連携によるイノベーションを実現させるためとあるんですが、いわゆる中間人口の増加をダイレクトに望むのか、半径2キロメートル以内というところの居住人口を増やすのか。その辺りの考え方をもう少しちょっと説明してみてもらえませんか。

和西企画部次長兼企画課長 お手元にお配りした提案書の最後になるんですが、エリアマネジメントのページにあります。提案段階ではありますが、にぎわいの復活の具体案として、セメント町かいはいの居住人口の増加を図っていきたいというような提案があります。つまり、提案者からしま

すとEの部分で、付加価値を創出することによって居住人口の増加につながることも目指していきたいというようなことを、最後のにぎわいの復活の具体のところには触れてあるところです。

笹木慶之委員　そこなんですよね。それで本論の商工会議所をどうするかこうするかという話だけなんですけど、この提案そのものというのはエリアマネジメント、いわゆるセメント町の辺りに空き家が多いとか、まだまだこれから開発する余地のある部分も随分あると。それらを含めて、連鎖的事業として捉えて提言したいとあるんですよね。これはどこまでやれるんですか、提言というか、このLABV共同事業体がどこまでやれるのかが、ちょっと心配なんですけどね。どうお考えでしょうか。

長谷川知司委員長　商工センターだけじゃなくて、その地域全体のことで質問されています。

和西企画部次長兼企画課長　このLABVプロジェクトにおいて、にぎわいの創出、地域課題の解決ということでお願いしますということで、この付加価値の提案が出てまいりました。直接的にこの事業者が行うことと、この事業者が行うことによって波及効果を生みたいというような部分とがあると思います。居住人口の増加につきましては、どちらかということとLABVプロジェクトの合人社グループが事業を進めることによって、波及効果的につながっていくことに属するのではないかと考えておるところです。

笹木慶之委員　私もそうそう思ったんですよ。ところが、(10)エリアマネジメントの書き方が、LABV共同事業体が活動するように受け止められるんです。例えば、⑤のにぎわい復活の具体案ということであって、このリーディング施設で出店、起業の可能性を試した後、セメント町の空き家や空き地の利活用によって、にぎわいの波及を図りますと書いてあるんですよ。これって大丈夫かなという気がしたわけで、だから、当然、

一つのにぎわいのもののベースを作って、それを波及させるという効果があると思うんだけど、この辺りは大丈夫でしょうかね。ちょっと気になるんですよ。

和西企画部次長兼企画課長　大丈夫かとお尋ねされても、ちょっとお答えに窮するところがあるんですけど、今回、要求水準書の中で示したものに、エリアマネジメントのところ、やっぱり地域社会への貢献、エリアマネジメントの体制及び計画の提案がなされているかというところをお願いしたところです。具体的に居住人口を増加するために合人社グループが、空き家をすぐに何か改善して、そこに人を住まわすようなプロジェクトをするかという、そうではないんですよ。ですから、やはりそうは言いつつも、読み方としては、学生の賃貸住居等を検討し、寮に入居した学生とともに方策を考えますとあるので、読み方、捉え方の問題はありますかと思いますが、これはあくまでもこういうふうなことを目指していけたらいいんじゃないんですかというような市に対する提案と捉えておるところです。

笹木慶之委員　だけど、これはこの事業の提案書ですよ。提案書の中にこう書いてあったらね。例えば、セメント町かいわいの居住人口の増加を図りますと書いてあるわけ。それをサポートするというのは分かるけど、この事業そのものの中に織り込まれておるように見えるから、市としてほかの部署ともっと連携して、そういった一つのインパクトを当ててもらえるんだったら、それを契機に動いていくという動作を作らんと、これから見ると、ずっと一定エリアの連鎖的な事業に関する事項で、まとめであるのはいいんだけど、ちょっと気掛かりだから申し上げたんだけど、それは実施するに当たってはしっかり本当に市内の連携を取らないと動かないんじゃないかという思いです。

古川副市長　今、正に、このエリアマネジメント、セメント町のにぎわいの復活というのは、先日の委員会でも、この地域はどうだったんかという意

見が出ました。昭和54年に商工センターができましたが、ちょうど私が役所に入ったときで、開所式もしたんでよく覚えておるんですが、その後、セメント町の商店街はすごいにぎわいがあって、七夕まつりもすごい状況だった。これも委員長は当然、御存じだと思います。そうした中で、先ほど申しました居住人口の増については、大学の学生が来れば増えます。このにぎわいの復活にありますように、空き家や空き地の利活用、またここで起業する人のフォロー、これは議員どなたかの一般質問にもありましたが、これからは起業家に対する市の取組も必要になるかと思しますので、この辺については笹木委員が言われたように、この共同事業体に任せるんじゃなくて、周りの今後のにぎわいにつまましては、庁内を挙げて関係部署が連携を取りながら進めていくというのは、当然ですので、そのように御理解いただけたらと思います。

笹木慶之委員　そこなんですよね。だから、これはこれだけにとどめるのではなしに、きっかけをもらったということで、やはりこれを庁内全体が動くような仕組みを同時発信していかないと、やっぱりうまくいかないと思います。せっかくの機会だから、やっぱり本当ににぎわいの復活を、この市の命題が掛かっていることですから、今後の問題ですから、連携を持ってしっかりやってほしいなという思いを申し上げました。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

宮本政志副委員長　リーディング施設②と高砂用地と中央福祉センターを含めたLABV事業がまず前提にあり、それからセメント町も含む面的のほうに入っていないと、今いきなり大きな半径2キロメートルの話とリーディング①が混在して、そして、高砂用地、中央福祉センターに話が行くとぐっちゃになります、面的は最後、半径2キロメートル以内ということでお願いしたい。取りあえず、リーディング施設②山口銀行小野田支店に先ほどの岡山委員の質疑の途中で変わっていますから、それと高砂用地と中央福祉センターをやり、最後に面的なセメント町を含めた、にぎわいの創出という流れにさせていただきたいです。提案です。

長谷川知司委員長 宮本副委員長が言われましたとおりにしたいと思います。

ここで10分間休憩して、それからリーディング施設②に入りますので、御協力よろしくお願ひします。

午後3時1分 休憩

午後3時10分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開します。委員からの質疑を受け付けます。

古豊和恵委員 この度、商工会議所、山口銀行が新しくなります。でも、その間に、古くからある建物が何棟か残っていると思うんです。ちょうどバス停があるところですけども、どうしてあそこだけ残して、この度、こういう開発事業が進んだのでしょうか。山口銀行と商工会議所の間です。周りを新しくするのに、どうしてあそこだけ残すのか。一緒に開発事業をするという発想がなかったのか、あそこには宇部市営のバス停もありますから、そこも巻き込んで一緒にということはできなかったのでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 宇部市営の土地は、宇部市の持ち物ですし、それから商工センターと山口銀行の間は民間の方がお住まいになっていらっしゃると思います。そういう方々を巻き込んで、こういうプロジェクトを進めるといのは、それはすばらしいこととは思いますが、やはり住んでいらっしゃる、今使っている方々との交渉等もありますので、今回はそうではなくて、山口銀行と商工センターでということで計画させていただいた次第です。

古豊和恵委員 住んでいらっしゃる方々に一応打診はされたんですかね。そし

て、その結果、駄目だったとかそういうのを教えてください。

和西企画部次長兼企画課長 打診はしておりません。

宮本政志副委員長 今の古豊委員の指摘は非常に重要で、図面を見ても裏の西側のセメント町のほうの道路側も、確かに山口銀行との間も、もしかして将来、売却か何かを考えたときに、このLABVの事業者が分からないまま、所有者が変わったということじゃなくて、もしそういうときはなるべくこのLABVに有利な条件であれば、優先的にこちらにまず相談してくれませんかという行動は取っておいたほうがいいと思います。必要なければ必要ないとお断りされたらいいけど、「欲しかったのに」と言うんじゃないんで、その辺りというのも、この事業体にも伝えていただきたいなと思いますけど、いかがですか。

和西企画部次長兼企画課長 このプロジェクトはやっぱり事業性の問題もありますので、やはりその辺りも鑑みながら進めていくようになるかとは思いますが、御意見は伝えておこうと思います。

長谷川知司委員長 リーディング施設②も含め、質疑をどうぞ。

岡山明委員 今副委員長がお話しされたんですけど、今回、そのプロジェクトに対してやっぱり公共性の担保という部分がメインで話されている状況で、民間の土地というのは非常に難しいという状況で、例えば民間の土地をその中に入れ込むとなると、山口銀行の駐車場の一部を土地の提供者を対象としたマンションの設定というのを考えて、商工センターと山口銀行の間の空間が統一できれば、やっぱりすごく有効性があると思うんですよ。そういう意味で、民間のマンションのような形で、土地提供者に対して勧めるということは、これはもう公共性の担保からいくと、対象外であるということで、今回、計画に載らなかったと。そういう状況で今、話が進んでないという状況なんですかね。

和西企画部次長兼企画課長 公共性の担保の問題ではありませんで、やはりこの事業を進めるに当たって、先ほど来、要求水準書を固める作業の話を盛んにしておりますが、どのエリアで進めていくかという辺りを決め込んでいかなければいけません。そういった中で、今住んでいらっしゃる方々のところについて、そこまで範囲を広げていきます。例えば、その土地購入費もオンして事業を展開していきましようというようなところまで要求水準書を作り上げていくということの作業は、申し訳ないんですけど、時間の関係もありましたし、行いませんでした。

伊場勇委員 リーディング施設②と面的な話もしていいんですかね。

長谷川知司委員長 面的なことは後にしましょう。

伊場勇委員 分かりました。現山口銀行小野田支店の跡地は、インキュベーション施設として出されていると思うんですけども、具体的にどういったイメージというのをもうちょっと詳しく教えてほしいです。市の意向もあると思いますし、もちろん担当課としての考え方があると思うんですけども、ここにそれを持ってくる理由と具体的な内容はどこまで考えていらっしゃいますか。計画段階だと思うんですけども。

和西企画部次長兼企画課長 提案書にもありますように、インキュベーション施設を山口銀行小野田支店で展開したいというような提案を受けております。これは市としましても、起業を含め、経済の活性化につながるものとして、是非実施の方向性をとということをお願いしたいところです。市としましても、現在関連する施策というのは、まだなかなかない状態ですが、インキュベーション施設、起業家支援のようなものができたら、例えば、新技術の開発やデジタルに特化した事業等に対して助成を設ける等をして、ここで展開される事業についてもバックアップに入っていきたいとは考えておるところです。

宮本政志副委員長 リーディング施設②は2期工事で、もし今回の66室の学生寮がいっぱいになった場合、希望者があまりにも多い場合には、こちらのリーディング施設②にも、また学生寮を検討しますとあるんですけど、そういった場合は家賃補償もまた含まれるんですか。

和西企画部次長兼企画課長 かなり先の話になりますので、案の案段階ではありますが、やはり同じようなルールに基づいて進めていくようになるかとは思っています。

長谷川知司委員長 リーディング施設②はいいですか。取りあえず、リーディング施設③に行きましょう。高砂地区です。

伊場勇委員 高砂用地における連鎖的事業の計画として、まだ計画段階の案なんですけども、これは共同事業体が必ずしなければいけないものなのかというところですね。もし、しなかった場合はペナルティーがあるのかといった点については、どういうふうな進め方、考えを持っているのか。

和西企画部次長兼企画課長 今回提案を受けるに当たりましては③、④含めまして、具体的な提案をもらい、財政的な裏づけも踏まえた上での提案が欲しいという市の思いはありましたけれど、やはりこのLABVは今回日本初でもありますし、展開するに当たっては、そこまでハードルを上げると、事業者にかなり制約が掛かってまいりまして、なかなか提案がないのではないかというような話が、一連のLABV関連につきまして、いろんな方の御意見をお伺いする中でありました。そういった中で、やはり③、④については、案段階で提案をしても構いませんというようなことをお願いしたところ、今回高砂用地では、ホテル、中央福祉センターでは子育て支援関係の住居というようなことが提案されてきました。これにつきまして実現可能性について、そこを担保しなきゃいけないのかとかいうような御質問等も事業者からありましたので、それについて

は「そういうことはございません」とお答えしているところです。

伊場勇委員 ペナルティーがないということなのですが、例えば、今この案が出たときに、ビジネスホテルという案があったときに、公共性をどのように担保するのか。その辺はどのようにお考えですか。

古川副市長 先ほどから、このLABVについては、やはり公共性の担保と事業性というのが両輪というような形で進めております。今後、リーディングプロジェクト③、④につきましても、やはり公共性の担保、何か公共的なものが入るとか、公共的なものに活用できるというようなことについては、これが動き出すときには、きちんと私どもから提言していきたいとは考えます。

宮本政志副委員長 そうすると、副市長が今おっしゃった、仮に高砂でビジネスホテルの事業が仮に進んだとしても、ビジネスホテル事業のみではなくて、そこに何らかの公共性が担保できる付加価値を付けていくような事業計画に持っていきたいと受け止めたんですけど、よろしいですか。

古川副市長 私どもの考えとしましては、今、副委員長が言われたような形で、やはり事業性ばかりに特化するのではなく、公共性も含めたものというのは、当然念頭には置いております。

岡山明委員 今副市長がそういう発言をされたんですが、仮の話として、例えばあそこに、2階と3階はビジネスホテル、1階は中央図書館を持つてくるという公共性を持たせた建物の可能性も今後あるということですか。

古川副市長 手法はいろいろあろうとは思いますが、ですから、あらゆる可能性を含めて考えるべきだと思います。

長谷川知司委員長 リーディング施設④についても同じ考えかもしれませんが、

一応、④について質疑を受け付けます。④もやはり提案ということで、受けているんですね。

宮本政志副委員長 今の副市長の答弁における公共性の担保について、非常に安心できるんですけど、この④も当然そうだと思います。そうすると、先ほどの委員長が言われた、例えば学生寮のみじゃなくて、山口東京理科大学の先生とか、いろいろ公共性の可能性も秘めていますよという解釈でよろしいですか。

和西企画部次長兼企画課長 先ほど委員長からのアイデアを頂きましたので、私もそのお話をお伺いしながら、ここでもし実現することができれば、先ほど来から出ている公共性の担保にはつながっていくなどは思いました。案段階ではありますけれど、先ほどの委員長の御意見等もしっかり共同事業体に伝えていきたいと思えます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

伊場勇委員 市の所有の土地は、大体考えられる、一体としてやっていくプロジェクトの中で、そういう市有地はないということなんですか。

和西企画部次長兼企画課長 今回、L A B Vを連鎖的に展開していくに当たって、私先ほどまで半径2キロメートルと言いましたけど、半径1キロメートル圏内になりますけれど、ここと高砂用地になります。ここにつきましても機能が移転し跡地になりますので、ここは思っておるところですが、高砂用地につきましても、やはりにぎわいの創出の関係で入れていこうと考えたところです。

長谷川知司委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）エリアマネジメントということで平面的な形に行きましょう。先ほど笹木委員が質問された続きになります。

宮本政志副委員長 今回の資料の様式Eの1のAの4、(10)エリアマネジメントの1、地域社会への貢献というところのページを見ているんです。その右側の真ん中の辺りに、先ほど伊場委員が言われた、今回の候補地が赤く塗られた地図があるんですけど、やはり面的整備を考えたときに、例えば中央福祉センターの前の道路が狭かったり、あるいは小野田工業高校のすぐ東側の道路は途中まで広いですが、途中から狭くなったり、時間帯抑制があったりで、セメント町の道路も非常に狭いですよね。ですから、そういう道路、それから南小野田駅もやっぱり視野に入れて、本当に面的なインフラ整備というのも、やっぱりこのLABV事業にぶつけて、市としても協力ができるというような計画を、進めるというよりも、いきなり進めるということも費用が掛かりますから、やはりそういうのを視野に入れるべきと思うんですけど、その辺りはいかがですか。

古川副市長 LABVのリーディングプロジェクト①、②がどんどん進んでいて、その辺の地域の関係のハード面の整備等々が必要になってくれば、先にもうやっておくというんじゃなくて、必要になってくれば当然、行政のできる範囲では整備していくということもあろうかと思います。

宮本政志副委員長 ここは恐らく本市の核になってくると思いますよ。そのためにも、そういった計画というのは常に市役所内で協議する体制を作りながら、そして何よりもこれは全国初の事業でしょ。全国初の事業ということはシティセールスに物すごくつながっていくし、つなげていくべきだと思うんです。藤田市長は、シティセールスだけじゃなく、いろいろな政策や施策を掲げておられます。その中でも、ここは物すごく中心になるような事業だと思いますんで、是非私はこのLABVを含めた事業とシティセールス、それからやはりここを生かしたまちづくりというのを藤田市長にお聞きしたいなと思うんですけど、副市長いかがですか。

古川副市長 正に今、副委員長が言われるように、先日まで「CLASS GLASS」のお披露目を東京の三越伊勢丹でやってすごい反響がござい

ました。またLABVも全国初ということで、山陽小野田市から発信というのは、素晴らしいことだと思います。今、私が市長の思いを答えるわけにいきませんので、市長にということでしたら、委員長、休憩を取っていただけたらと思います。

長谷川知司委員長 ほかの皆さん、いいですか。最後に市長の意見を是非お聞きしたいと思います。ちょっとまだ皆さんからの質問を受け付けます。エリアマネジメントで、ほかに質問はありませんか。

笹木慶之委員 もう一つだけ聞きます。先ほどエリアマネジメントでセメント町のにぎわい復活の提案というのがあって、これはいわゆる既存の町並みをそろえていくという形ですが、考え方によれば、新たな都市計画事業として捉えて整備していくということも考えられるわけですよね。例えば、道の面的整備とかいうことになれば、当然そういう形でないと処理できないということですが、それも視野のうちの一つと考えていいのでしょうか。

古川副市長 先ほども申しましたように、ここは総合計画の中でも核となる地域の四つの中の一つです。そうした中で、ここのLABVがどんどん進んでいく中で、都市計画面といいますかハード面の整備が必要となれば、当然それも進めていきます。今、県があそこの道路工事をしてしてくれます。正に、そういうような追い風もありますし、そうした中でどんどんこのエリアが進んでいければ、当然そのような形になっていこうかと思えます。

前田浩司委員 様式Eの1の(2)のリーディング施設①なんですけれども、その中の(3)で、民間のテナントの誘致に関して、市内で新たに事業を始めようとする市内在住者と限定されておられるんですけれども、やはりスタートは、まず市内在住者、これを例えば県外とか、いろんな地域の方に声を掛けるというのはスタートからは無理ということなんではないでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 移住予定者含むと書いておりますので、やはり市内に限らず、どんなコンテンツをされるかに掛かってくると思います。やはりその辺りは市内に限らず、広く応募することもあるかと思えます。

前田浩司委員 その辺についても、しっかり発信をされるということによろしいですね。

和西企画部次長兼企画課長 発信というか、これからテナントリーシング、誘致につきましては、内容をしっかり詰めていくことになると思いますので、その中でしっかりルール化していきたいと思っていますところでは。

長谷川知司委員長 ほかに質問はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、市長に来ていただくことで皆さんよろしいですか。暫時休憩します。では、3時45分から再開します。

午後 3 時 3 2 分 休憩

午後 3 時 4 5 分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして総務文教常任委員会を再開します。ここで市長に来ていただいておりますので、市長にお聞きしたいと思えます。市長は、施政方針において、三つの重点施策、地域を創る、ひとを創る、まちの価値を創る、また横断的な形でデジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進といった様々なことをされようとしています。そうした中、今回の事業でありますLABVについて、改めて市長の思いを聞きたいということでもありますので、ここで市長の思いをお聞かせください。

藤田市長 失礼します。この件につきましては、委員会の皆様をはじめ、議員

の皆様方には本当に長時間にわたり、また今日も大変深い議論を重ねていただいておりますことを厚く御礼申し上げます。また既にいろいろと説明させていただいておりますけども、改めて総括的な面を含めまして、最後に今回の議案に関連しての山陽小野田市L A B Vプロジェクトに臨む市の考え並びに私の思いを述べさせていただきたいと思っております。少し長くなりますけど、お付き合いいただけたらと思っております。令和の時代を迎えまして、地方行政の運営に当たる自治体においては、本市に限らず、官が主導する従来型のまちづくりには、財政的にも人員的にも限界を迎えつつあります。中でも特に老朽化した公共施設、公的不動産への対応につきましても、喫緊の課題であり、維持管理、更新費用が重くのしかかりつつあります。令和2年度に策定しました、公共施設個別施設計画でお示ししたとおり、総量抑制、長寿命化、民間活用を3本柱に掲げ、取組を進めています。今回のL A B Vプロジェクトは、中央福祉センター、商工センターの複合化という点では、3本柱のうち総量抑制に当たるものです。この点につきましても、先ほどお示ししたとおり、定量的な面で一定の経費削減が可能となりました。しかし、今回市がL A B Vプロジェクトで目指すところは、むしろ先ほどの3本柱の中の民間活用に比重を置いた取組と言えます。民間活用は、主に官民連携、P P Pと言われるものですが、このP P Pの中でも、出資という形で公共性を担保しつつ、民間の資金とアイデアを最大限に生かし、点ではなく面でのまちづくりを展開するL A B Vの手法は、日本ではいまだ事業化の例はありません。そういった中、山陽小野田市におきましても、関係者の皆様方の御尽力と、この度事業パートナーとして合人社グループの参画も決定し、共同事業体の設立の準備が整い、プロジェクトのスタートラインに立つことができました。人口増を前提にして、ハード整備、区画整理など行政主導で行い、店や人が移り住んで税が入ってくる循環が、これまでの日本全国のまちづくりのスタンダードでした。そのような手法の必要性は認めつつも、循環がうまく機能しなくなりつつある中、人中心のまちづくりにシフトしないといけないという考えの下、2000年に入り、P P P、いわゆるこの官民連携が提唱されました。官と民で暮

らしてもらえ、暮らしたいと思えるまちづくりをソフト面からアプローチしていこうというパラダイムシフトが起きました。以降、指定管理、PFIなど官民連携の様々な試みが全国的に広がりを見せる中、民間の方のアイデアを最大限柔軟に生かしながら、官と民で点ではなく、面で開発に取り組むLABVという手法に山陽小野田市は着手することになりました。単なる複合施設開発ではなく、複数の公有地を対象にすることで、継続的にまちづくりを推進し、持続可能な地域を作るという強い思いを実現するには、LABVという手法が最適と判断したからであります。最近はマスコミだけでなく、自治体や専門家からの視察も続いています。にぎわい再創出、公有地利活用といった地方自治体の共通課題にチャレンジし始めた山陽小野田市に注目が集まっていることから、LABVの選択は間違っていなかったという思いを強くしております。2018年の発案から、LABVの歩みは足掛け4年目を迎えようとしています。当初から、市の考えに共感いただいた本市の産学官金のキーマンであります、小野田商工会議所、山口東京理科大学、山口銀行、市で協創プラットフォームを形成し、基本構想をまとめ、そしてこの度構想に賛同していただきました民間の合人社グループが35年の長期間にわたり、山陽小野田市のまちづくりに関わっていくことを決意し、プラットフォームに加わっていただきました。協創によるまちづくりの象徴的事業である、LABVプロジェクトが新たなステージに突入し、加速度を増していくことに大きな期待感を抱いているところでございます。繰り返しになりますけども、このLABVという手法の取組は全国初でもございます。それだけ課題もあるということも現実かと思っておりますけども、しっかり皆様方と一緒に努力して、より良い形を作っていく、そういった意味でこの官民連携という手法が最もふさわしいと認識しております。また中期基本計画で、三つの創る、地域を創る、ひとを創る、まちの価値を創ると、いずれもこのLABVによる地域の再開発というのが、ふさわしい事業であるという思いです。今、本市が進めております、協創によるまちづくりをしっかりと具現化する、また本市を代表するプロジェクトというふう位置づけております。どうか議員の皆様方に

は、慎重審議の前提ではございますが、山陽小野田市の未来を切り開いていく、LABVの趣旨を御理解いただき、本議案に御賛同いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

長谷川知司委員長 今市長から、熱い思いが伝わってきました。皆様方で意見はありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）私から一言、是非私たちも成功してほしいと思うんですが、そのためにやはり庁舎内のスタッフの充実、今の状態であればちょっとハードワークになっていらっしゃるんじゃないかと思imasるので、是非庁舎内のスタッフの充実をお願いしたいというのが私の希望であります。ほかはいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、どうもありがとうございました。では、ここで執行部側の説明を一旦終わらしまして、休憩します。では、暫時休憩です。

午後 3 時 5 3 分 休憩

（執行部退室）

午後 4 時 2 分 再開

長谷川知司委員長 では、暫時休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開します。先ほど市長を含めた執行部の説明が終わりました。ここで皆様方に自由討議ということで、御意見をお聞きしたいと思います。

伊場勇委員 先ほど市長からの答弁もありましたが、おっしゃるとおり、これからの時代、官が主導していくところに限界があるというのは、見て分かるとおりでと思います。そこでの新しい取組のLABVについて、しっかりいろいろ深いところまで審査ができたと思います。ただ、まだ提案書の段階で、計画のところはまだ多々あるわけではあります。この新しい手法については定量的評価も具体的に出していただきましたし、その辺のメリットもしっかり数字として今出ているところもありますか

ら、このLABVについてはしっかりと進めていただきたいという思いであります。ただ、まだ計画段階ではありますので、市に今日いろいろ聞きましたが、——例えば市の意見をどこまで取り入れていただけるのかとか、市の立場どうなるんだというところ、定款も今から協議の上で作っていく、それについて市が入るということなので、公共性をどのように担保していくのかというところもしっかり附帯として付けていくべきかなと思います。もう一つは、エリアの整備ということなので、その事業体ができる範囲も限られてくると思います。それについて、市が協力できるところも必ず出てくると思いますので、その点についても積極的に取り組んでいただけるような附帯も付けていけばいいかなと思っております。以上です。

笹木慶之委員 この問題は、単なる施設の整備であるとか運営にとどまらず、地域のニーズを踏まえた民間の技術やノウハウを生かしたソフト事業なども組み合わせて、エリアの価値の向上を目指すとなっています。その中で今回の事業化の提案ということなんですが、もちろんこれは初めての事業ですから、新しい課題もこれからもあると先ほど市長も言われましたが、それはそのとおりだろうと思います。それを確実に、この共同事業体がこなしていくというところに、多少の不安が残るんですが、今提案を頂いた中では、財源的な措置であるとか、それからいろんな形の組合せをそれなりに理解はできました。それと、先ほど私も申し上げましたが、やはり2キロメートル圏内のエリアに、にぎわいを連鎖させていくという大きな事業テーマでありますから、やはりこの事業体だけが取り組むわけにはいきません。思いも投げ掛けられておりますが、それは行政が主体的に受け止めて、市を挙げて、市内を挙げて取り組んでいくというスクラムが必要だろうと思います。そういったことも踏まえて、今後におけるこの35年間の事業を目指したまちづくりのいわゆるスタートに立ったわけですから、一つ一つ難関があるかもしれませんが、それをきちっとこなしていくことを意見として加えながら、賛成したいと思っております。(発言する者あり)それは取り消します。そういう意見です。

岡山明委員　今回説明を受けて、10年間事業を行うと。建物は35年の負債も抱えるという状況で、なかなか計画の状況で厳しい面が現実的にある中で、今回、しっかりとその辺を理解していただくような説明も頂いたと。取りあえずは、建設に関して10年間という設計があります。その10年間の建物の部分で、ずっと公共性の担保という言葉が何回も出ていますが、今後10年間、四つのリーディング施設における公共性の担保をしっかりと見ていくということが、今後、大きな課題になるんじゃないかと思います。

古豊和恵委員　LABV、商工センターの開発事業に当たり、事業実施方針として、連携する、連綿と続く連鎖していく、これをしっかりと守っていただいて、素晴らしい事業としていただけたらと思っております。

前田浩司委員　先ほど、藤田市長からこのLABVプロジェクトに関して、かなり強い意思をこの場で聞かさせていただきまして、引き続き、このプロジェクトが問題なくスタートが切れる体制づくりについて、しっかり協議を進めていきたいという思いを新たにしました。引き続き、またいろいろと、前向きに検討を進めていきたいということです。

宮本政志副委員長　もう先日から議案第34号については、総務文教常任委員会で議論してきました。私は、市と議会の両方が、このLABV事業全体的にサポートして行って、是非成功していくようになってほしいと。そのために、先ほど市長もおっしゃったように、人中心のまちづくりにつなげていくために、附帯ということも協議していきたいと思っております。

長谷川知司委員長　一応皆様から御意見を聞きました。

伊場勇委員　なので、附帯決議という形を取ったらどうかと思っています。大

きく一つは、公共性の担保について。しっかり公共性の担保を確保してほしいということです。もう一つは、エリア整備において、やっぱり共同事業体だけに任せるんじゃないくて、市も積極的に、いろいろできることがあると思いますんで、笹木委員もおっしゃいましたけど、全庁的に取り組んでいきたい、取り組んでいくように議会からもしっかりとお願いしていくということは必要なんじゃないかなと思っています。

笹木慶之委員 もう一つ、付け加えておきますが、これが今の総合計画の本旨である、地域を創る、ひとを創る、まちの価値を創るというこの三つにきちっとつなげていくというスタートの事業だなと思いますので、その辺りをひとつ付け加えて、意見として申し上げればいいかなと思います。

長谷川知司委員長 私が思うのは、やはり皆さん言われたことと一緒に。ただ、このことが負の遺産とならないためには、やっぱりそれなりの準備と体制が要ると思います。この提案書を見たら、よく考えていらっしやいますけど、提案書をもっと充実した形にして、実行していただきたいというのが私の気持ちであります。ほかにはありませんか。一応ここで自由討議を終わらして、今から討論、採決に移ってよろしいでしょうか。では、ここで執行部を呼ぶために、4時20分まで休憩します。

午後4時13分 休憩

(執行部入室)

午後4時20分 再開

長谷川知司委員長 では休憩を解きまして、総務文教常任委員会を再開します。先ほど、委員間同士で様々な意見が出ました。自由討議を行いました。もうほかの意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ないということですので、ここで質疑を終了します。討論に入ります。討論は

ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。では、採決に入ります。議案第34号市有財産の出資について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

長谷川知司委員長 全員賛成で、議案第34号は可決すべきものと決しました。なお、先ほど委員の間から様々な意見があり、附帯決議ということもありましたので、これにつきましては、委員の中で再度調整しまして、皆様で決めたいと思います。よろしいでしょうか。

古川副市長 この議案につきましては2日間にわたり、長時間、慎重審査していただきまして、誠にありがとうございます。先ほど来から、皆様方から、こういう市として公共性をどのようにして担保するのか、セメント町全体のまちづくりに寄与するように市もこれに取り組むように、体制を強化して進めるべきだなど、様々な御意見を頂きました。そういうような意見を受けまして、このLABVの事業展開に向けて、進めてまいりたいと思いますので、今後とも議員の皆様方の御指導と御協力をお願いしたいと思います。どうも採決ありがとうございました。

長谷川知司委員長 では、本日の総務文教常任委員会をここで終了します。お疲れ様でした。

午後4時22分 散会

令和4年（2022年）3月17日

総務文教常任委員長 長谷川 知 司